

# 平成17事業年度に係る業務の実績に関する報告書

平成18年 6 月

国立大学法人  
宇都宮大学

## 大学の概要

### (1) 現況

#### 大学名

国立大学法人宇都宮大学

#### 所在地

本部(峰キャンパス) 栃木県宇都宮市  
 陽東キャンパス                   "  
 松原キャンパス                   "  
 宝木キャンパス                   "  
 農学部附属農場                   栃木県真岡市  
 農学部附属演習林                栃木県塩谷郡塩谷町(船生演習林)  
   栃木県日光市(日光演習林)

#### 役員の状況

学長 田原博人(平成16年4月1日~平成17年11月30日)  
 " 菅野長右エ門(平成17年12月1日~平成21年3月31日)  
 理事 4名  
 監事 2名(非常勤)

#### 学部等の構成

##### 学部

国際学部, 教育学部, 工学部, 農学部

##### 研究科

国際学研究科, 教育学研究科, 工学研究科, 農学研究科

##### 学内共同教育研究施設等

生涯学習教育研究センター, 野生植物科学研究センター, 遺伝子実験施設,  
 総合情報処理センター, 留学生センター, 地域共生研究開発センター, 放射  
 性同位元素実験室, 附属図書館, 保健管理センター

#### 学生数及び教職員数(平成17年5月1日現在)

学生数 5,491名  
 学部 4,541名(うち留学生126名)  
 研究科 950名(うち留学生82名)  
 教員数 384名  
 職員数 237名

### (2) 大学の基本的な目標等

広く社会に開かれた大学として, 質の高い特色ある教育と研究を実践して, 人類の福祉の向上と世界の平和に貢献する。そのために, 幅広く深い教養と実践的な専門性を身につけ, 未来を切り開く人材を育成し, 持続可能な社会の形成を促す研究を中心に, 高水準で特色のある研究を推進し, 地域社会のみならず広く国際社会に学び貢献する活動を積極的に展開する。



## 全体的な状況

宇都宮大学は、広く社会に開かれた大学として、質の高い特色ある教育と研究を実践し、人類の福祉の向上と世界の平和に貢献する。そのために、幅広く深い教養と実践的な専門性を身につけ、未来を切り開く人材を育成し、持続可能な社会の形成を促す研究を中心に、高水準で特色のある研究を推進し、地域社会のみならず広く国際社会に学び貢献する活動を積極的に推進することとしている。

### 大学の教育研究の質の向上

#### (1) 教育面における取り組み等

##### 全学共通教育課程の推進と充実

初期セミナーを必修化し、「初期導入教育」、「リテラシー教育」、「教養教育」から構成される教育課程を17年度の新入生から適用した。また、学生のキャリアマインドを育成するために「キャリア創造科目」を新設した。

##### 学部教育の充実

全学的に学部コア・カリキュラムを新設することを検討し、農学部では、「授業科目系」、「実習・演習系」の両コア・カリキュラムを18年度から実施することにした。

##### 大学院教育の見直しと充実

国際学研究科を博士前期課程・後期課程の組織に19年度に改編する方向で検討した。4研究科ではシラバスの充実を図るとともに複数指導を実施している。工学研究科ではいわゆる“逆T字型”の副専門研修の幅を拡げるために、学生が自ら提案、実践し、社会に貢献することを学ぶための「双方向インターンシップ」を18年度から開講することにした。また、茨城大学、群馬大学、埼玉大学と大学院の教育研究に関する連携を進める調印を行い、運営の円滑化を図るために4大学大学院教育連携協議会を設置した。

#### (2) 研究面における取り組み

##### 重点研究推進

「持続可能な社会の形成を促す研究」を推進することを選考基準とし、「重点研究推進」として14件を選考した。また、経費の措置はしないが重点研究推進として3件を認定した。

##### 若手研究者支援

若手教員から応募のあった研究課題55件の内20件について研究助成を実施した。

##### 教員評価の試行

「大学評価規程」、「教員評価指針」、「教員評価実施要領」、「教員評価委員会規程」を制定し、18年度に試行を行うことにした。

##### 研究成果の社会還元

産学官連携の強化に向け、18年4月に「産学官連携・知的財産本部」を設置することにした。加えて、ニーズ収集とシーズ発信を推進するために、地域共生研究開発センターに、客員教授を採用し強化した。また、ニーズとシーズのマッチングを図る

ため、「地域共生研究開発センター産学交流振興会」と連携し「金曜イブニングセミナー」を3回開催した。

#### (3) 学生支援

保健管理センターのカウンセラーを3名体制にした。また、キャリアカウンセラー、キャリアアドバイザーによる進路・就職相談体制の充実を図った。課外活動共用施設を建設し、供用を開始した。「起業家を目指した学生プロジェクト支援事業」を行うとともに、「宇都宮大学奨学金」を創設し、授与を開始した。

#### (4) その他の取り組み等

##### 社会との連携

高大教育連携協議会の教育連携事業として高校生への授業公開を行った。「大学コンソーシアムとちぎ」を17年4月に設立し、県内の全高等教育機関が参画して、単位互換を含む大学間連携講座「とちぎバーチャルユニバーシティ事業」として56科目を開講することにした。また、那須烏山市と包括協定を締結し、連携事業を実施している。

##### 保育所の誘致

地域への貢献、教職員子女の保育、男女共同参画社会の推進等を図るため、18年3月に、社会福祉法人峰陽会との間に、同法人営による「宇都宮大学まなびの森保育園」を誘致することを決定し、18年度開園に向けての協議を行った。

##### 国際交流等

韓国祥明大学校、益山大学、天安蓮庵大学等から学生の短期研修を受け入れ、また、モンゴル国立人文大学、台湾国立政治大学からも学生の短期研修を受け入れ、国際学交流セミナーを実施した。栃木県、JICA、県内団体と協力して「国際キャリア合宿セミナー2005」を開催した。

### 業務運営の改善及び効率化

#### (1) 運営体制の改善強化

##### 機動的・効率的な運営体制

学外者から大学の運営への助言及び企画等の提案をいただき大学の発展に資するため、学外有識者と本学役員、学部長及び事務部長による「宇都宮大学懇話会」を設置し、2回実施した。役員組織と事務部門の課題共有化と課題解決に向け、運営連絡会を原則週1回、計46回開催し、意見調整を行った。定例の企画調整会議を原則月1回開催した他、緊急を要する事項を審議するために臨時的企画調整会議を5回、計16回開催した。

##### 全学委員会の整理・統合

全学委員会の効率化のためのワーキングを開催し、18年4月から24の全学委員会を15の委員会に統廃合を実施することにし、会議運営の原則を確立した。

## (2) 教育研究組織の見直し

## キャリア教育センターの設置

学内組織としてキャリア教育センターを設置し、キャリア教育の推進を図った。

## 「野生植物科学研究センター」の見直し

法人化前に、時限施設として設置された「野生植物科学研究センター」について見直しを進め、18年度に「雑草科学研究センター（仮称）」に改組することにした。

## (3) 教職員の人事の適正化

## 教職員評価システムの構築

教職員の評価システムを構築し、18年度に試行を行い、19年度から本格実施することにした。

## 部課制からグループ・チーム制への移行（試行）

各部においてチーム制（試行）を策定し、事務の効率化を図り、試行結果を踏まえ19年度から本格的実施を行うことにした。

## 大学支援人材バンクの設置

17年10月に「宇都宮大学支援人材バンク」を設置し、全学的視点から無償で協力いただく退職教職員の登録を開始した。

**財務内容の改善**

## 外部研究資金その他の自己収入の増加

外部資金（共同研究、寄附金及び受託事業）について、10%の間接経費制度を導入した。18年度にはシニア・コ・ディネ・タを配置し、外部資金獲得の強化を行うことにした。

## 経費抑制の取り組み

全学的経費節減運動、旅費の日当・宿泊料の見直し等により約51,000千円相当の節減効果を得た。

**資産の運用管理改善**

## 包括協定等

本学のメインバンク等と包括協定を締結し、同協定等に基づく資金運用に加えて冠講座提供企業との間における新たな資金運用も開始した。

## 職員宿舎の一部使途変更

職員宿舎の入居状況を勘案し、一部を学生寮に使途変更を行った。

## 学生寮の整備計画案の策定

多様な資金を活用した学生寮の整備計画案（新寮の整備及び既設寮の改修）を策定し、18年度計画に反映した。

**自己点検・評価及び情報提供**

## 全学委員会の統廃合

全学委員会の効率化のためのワーキングを開催し、18年4月から24の全学委員会を15の委員会への統廃合を実施することにし、会議運営の原則を確立した。

## 教員基礎情報システムの構築

教員基礎情報システムを構築するとともに、情報セキュリティ基本方針を策定した。また、情報公開については、情報公開法、個人情報保護法との関係を整理し、情報公開の基本方針を策定した。

**その他の業務運営に関する重要事項**

## 施設の有効活用に向けた評価基準（案）の作成

16年度に行った施設の有効活用状況調査のフィードバック調査を実施し、有効活用に向けた評価基準（案）を作成し、施設整備の基本方針に向けた予備的検討を実施した。

## トイレ改修と空調整備

2箇所のトイレ改修と空調整備を実施した。

## 駐輪場の整備計画案の策定

屋外環境、美観維持及び交通安全を図るために、駐輪場の整備計画（案）を策定し、18年度に整備することにした。併せて、自転車の登録制を新たに導入し、その実効性を高めることにした。

## 安全管理について

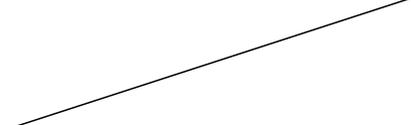
衛生管理者及び産業医における職場巡視を定期的に行った。防災については、既に宇都宮市の広域避難場所等の指定（峰地区、陽東地区、松原地区の3箇所）を受けており、さらに、平成18年2月28日付けで栃木県から国民保護法に基づく避難場所として指定（同3箇所）を受けたことにより、地域の防災拠点として栃木県、宇都宮市と連携を図り、防災に関する管理体制の検討を開始した。

項目別の状況

大学の教育研究等の質の向上  
 1 教育に関する目標  
 (1) 教育の成果に関する目標

中期目標	<p><b>学士課程</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現代社会に必要なリテラシー(素養), 幅広く深い教養と豊かな人間性, 並びに実践的な専門性を身につけ, 未来を切り開く知力と行動力をもった人材を育成する。</li> </ul> <p><b>大学院課程</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修士課程及び博士前期課程にあつては, 創造的で実践的な応用力を身につけた高度専門職業人を育成する。</li> <li>・博士後期課程にあつては, 幅広い視野と高度な専門性を身につけ, 創造性を発揮できる高度技術者・研究者を育成する。</li> </ul>
------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
<p><b>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>学士課程</p> <p>【1】</p> <p>初期導入教育, リテラシー教育及び教養教育から構成される全学共通教育を豊かで効果的なものにするために教育企画会議で基本方針を策定し, 新たな実施体制を構築する。</p>	<p><b>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>学士課程</p> <p>【1】</p> <p>初期導入教育, リテラシー教育及び教養教育から構成される共通教育の目標を実現するために, 教育内容と方法について具体的検討を進め, 平成16年度に構築した実施体制の充実を図る。</p>	<p><b>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>学士課程</p> <p>リテラシー教育運営委員会の下で, 18年度から新たに必修科目で開講する「英文講読」の教育内容と方法についてワーキンググループを設けて検討した結果, 18年度の実施体制, 時間割及びシラバスを策定した。</p>	
<p>【2】</p> <p>各学部の教育目標にふさわしい卒業後の進路を確保するために, 全学並びに学部ごとに 適切な学生指導を行う。</p>	<p>【2】</p> <p>各学部の教育目標にふさわしい卒業後の進路を確保するために, 全学並びに学部ごとに 適切な学生指導を行う。</p>	<p>国際学部では「国際キャリア合宿セミナー」, 教育学部では教員採用セミナー, 工学部では「インターンシップ」を開設, 農学部は「卒業生と就職先へのアンケート調査」を実施するなどして適切な学生指導を行っている。国際キャリア合宿セミナーは学部の専門科目「国際キャリア開発」として単位認定することに決定した。</p>	
<p>【3】</p> <p>教育の成果を検証するために, 同窓会, 学生後援会(保護者の学生支援組織)並びに広く社会の識者を含めた評価を行う。</p>	<p>【3】</p> <p>教育企画会議のもとで, 学外者による評価も含め教育の成果を検証するための方策について引き続き検討する。</p>	<p>11月に学長懇話会を開催し, 教育課程について意見を徴し, 教育の成果を検証した。</p>	

<p>大学院課程 【4】 修士課程及び博士前期課程の目標を達成するために、大学院修士課程及び博士前期課程の教育運営体制を見直し、専門分野ごとに教育課程の再構築を図る。</p>	<p>大学院課程 【4-1】 修士課程及び博士前期課程の目標を達成するために、大学院修士課程及び博士前期課程の教育について見直し、社会の要請に応える新たな教育分野（MOT等）の充実に向け検討する。</p> <p>【4-2】 社会の要請に応える大学院の構築を目指し、教育研究の進展に対応した教育課程を編成し、必要に応じて学生定員のあり方について検討する。</p>	<p>大学院課程 教育について見直し、国際学研究科では、複数指導を実施し、教育体制の充実を図った。教育学研究科では17年度採択された教員養成 GP(Good Practice)を実施している。工学研究科では、授業科目の見直しを行い、新たに知財関係の授業を開講し、社会の要請に応える教育の充実を図った。</p> <p>社会の要請に応えるため、国際学研究科では現在の修士課程を国際学研究科博士前期課程、博士後期課程に組織を改編し、併せて教育課程を再編すべく検討している。教育学研究科では現職教員の研修機能の充実と、学生定員の確保方策について検討開始することとしている。 工学研究科においても、大学院の新たな構築を目指し、工学研究科組織のあり方について検討中である。</p>	
<p>【5】 博士後期課程の目標を達成するために、副専門研修を更に充実させ、主専門のほかに副専門を修めた、いわゆる"逆T字型"の人材を育成する。</p>	<p>【5】 博士後期課程の、いわゆる“逆T字型”の人材育成の強化を目指した副専門研修の充実について、専門知識実践型インターンシップの適用も含めてさらに検討を進める。</p>	<p>博士後期課程のいわゆる“逆T字型”の副専門研修の幅を広げる目的で、実践型研修を目指す新たな科目である「双方向インターンシップ」の18年度からの開設を検討してきた。本科目は学生が自ら提案、実践し、実社会から与えられるだけでなく、社会に貢献することを学ぶ専門知識実践型研修である。博士後期課程のインターンシップ（「双方向インターンシップ」）の理念、実施内容、実施体制などについて検討し、関係書類を整備した。18年度から実施することとした。</p>	
<p>【6】 教育の成果を検証するために、同窓会や広く社会の識者を含めた評価を行う。</p>	<p>【6】 各研究科において教育の成果を検証するために、同窓会や広く社会の識者を含めた評価を行う。</p>	<p>国際学研究科は、同窓会、社会の有識者で構成する外部評価委員会で、入学志願者の推移、カリキュラム、教員スタッフ、大学院生の(就職)進路等に関する評価を行った。 教育学研究科では教員養成協議会において、同協議会に外部評価の任務を付け加え、併せて組織改革及び「教員養成 GP」に関して評価を受けた。 工学研究科では運営協議会で外部委員と内部委員及び工学部の教職員、学生の参加のもとに、入試、教務、JABEE(Japan Accreditation Board of Engineering Education)、ものづくり創成工学の幅広い見地から、現状を総括するとともに、工学部の将来に向けた議論を行った。また、卒業生にアンケートを実施し、結果を集計した。 農学研究科では運営諮問会議を開催し、意見・提言・評価を収集した。具体的改善策については、今後関係委員会で検討を進める。</p>	
<p>学生収容定員 【7】 中期目標の期間中の各年度の学生収容定員を別表に記載。</p>			

大学の教育研究等の質の向上  
 1 教育に関する目標  
 (2) 教育内容等に関する目標

中 期 目 標	<p><b>学士課程のアドミッション・ポリシー</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な選抜方法により、専門分野に適性があり、目標をもって意欲的に学ぶことのできる学生を確保する。</li> <li>多様な学生集団がもたらす教育効果を高く評価し、社会人や留学生を積極的に受入れる。</li> </ul> <p><b>学士課程の教育課程</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全学共通教育と学部専門教育の目標を明確にし、学生の特性や興味関心に配慮した教育課程を編成する。</li> </ul> <p><b>学士課程の教育方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各授業科目の目標を明確にし、学生の特性も考慮しながら、適切な授業形態をとるとともに、国際的な通用性も視野に入れた教育方法を絶えず考究する。</li> </ul> <p><b>学士課程の成績評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厳正で適切な達成度評価法を開発し、実践する。</li> </ul> <p><b>大学院課程のアドミッション・ポリシー</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>専門分野に適性があり、高度な学習と研究に意欲的に取り組むことができる学生を確保する。</li> <li>多様な学生集団がもたらす教育効果を高く評価し、社会人や留学生を積極的に受入れる。</li> </ul> <p><b>大学院課程の教育課程</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>修士課程及び博士前期課程にあつては、高度専門職業人の育成の観点から、高度な専門性をもって、諸課題を創造的に解決する能力を育む教育課程を編成し、継続的にその充実を図る。</li> <li>博士後期課程にあつては、専門分野の高度化はもとより、幅広い柔軟な発想と創造性を培う教育課程を編成する。</li> </ul> <p><b>大学院課程の教育方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際的な通用性を念頭におきながら、実践的な教育方法を積極的に導入するとともに、複数の教員による指導体制を充実させる。</li> </ul> <p><b>大学院課程の成績評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厳正で効果的な達成度評価法を開発し、実践する。</li> </ul> <p><b>教育方法の改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>FD(Faculty Development)を実施し、教育内容の質の向上と改善に努める。</li> </ul>
------------------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
<p><b>(2)教育内容等に関する目標を達成するための措置</b>                      学士課程の入学選抜の具体的措置【8】                      アドミッション・ポリシーにふさわしい入学選抜方法を、少子化や多様化等の社会の変化に応じて構築する。</p>	<p><b>(2)教育内容等に関する目標を達成するための措置</b>                      学士課程の入学選抜の具体的措置【8-1】                      アドミッション・ポリシーを入学選抜要項、募集要項、ホームページ等で周知し、目的意識をもった質の高い受験生の確保を目指す。</p>	<p><b>(2)教育内容等に関する目標を達成するための措置</b>                      学士課程の入学選抜の具体的措置                      宇都宮大学及び各学部のアドミッション・ポリシーを本学のホームページや大学案内(UU ガイドブック)、入学選抜要項、一般選抜募集要項をはじめ各種募集要項に掲載し周知に努めた。</p>	

	<p>【8-2】 アドミッション・ポリシーにそった国際学部の推薦入試の拡大，教育学部の大枠入試，工学部情報工学科のAO(Admissions Office)入試を平成18年度入試に実施する。</p>	<p>国際学部では，募集人員を拡大しての推薦入試の実施，教育学部では課程・コースの枠を越えた大枠入試の実施，工学部情報工学科では AO(Admissions Office)入試を18年度入試から実施した。</p>
<p>【9】 本学のガイダンス機能を強化するとともに，高大教育連携協議会等を通じて高等学校側と意思疎通を図り，入学者選抜方法の改善に役立てる。</p>	<p>【9-1】 学生募集の対象となる受験者層が求めている情報ニーズに即したガイダンスを実施する。</p> <p>【9-2】 大学のキャッチフレーズ及びアドミッション・ポリシーについて，広報誌の発行等により学内外に広く浸透を図る。</p> <p>【9-3】 高校訪問を積極的に展開するとともに，高大教育連携協議会等を通じて高等学校側と継続的に意思疎通を図り，高校生への授業公開を進め，本学のガイダンス機能を強化する。</p>	<p>個別学力検査の出題・採点責任者会議において周知徹底を図るとともに，18年度入学者選抜要項や募集要項に旧教育課程履修者に対する経過措置を明記した。また，問題の点検時においても経過措置についてチェックした。</p> <p>新入生へのアンケート及びオープンキャンパス参加者へのアンケートを実施し，「受験者層が望む情報」の把握のための調査を行い，効率的なガイダンス等（栃木県高等学校進路指導協議会，出張講義，進学相談会，キャンパス見学，オープンキャンパス）に活かした。また，ホームページでの入試情報公開を積極的に行っている。</p> <p>アドミッション・ポリシーを，本学のホームページに宇都宮大学の理念と目標を併せて掲載した。また，各学部のアドミッション・ポリシーについても掲載した。キャッチフレーズに関しては18年度入学者選抜要項，及び一般選抜募集要項に掲載するとともに本学広報誌 UUnow の表紙にロゴ化して掲載し，学内外に広く浸透を図った。</p> <p>栃木県の高校を中心に約90校の高校訪問を実施し，本学の概要や入試関係の情報を高校に提供した。 高大教育連携協議会企画専門部会を開催し，高校生に対しての授業公開を進めるなど，意思疎通を図っている。さらに，高校生への出張講義等も積極的に行うなどして本学のガイダンス機能を強化した。</p>
<p>【10】 社会のニーズを調査検討し，長期履修制度を活かすなど，社会人の入学を一層促す方策を講じる。</p>	<p>【10】 公開講座の履修者との懇談会及びアンケート調査を実施する。</p>	<p>17年10月，生涯学習教育研究センターにおいて，今後の公開講座の充実を図ることを目的として，公開講座の受講者との懇談会（参加者20名）を実施し，公開講座についての意見の聴取を行い，各講座修了後にアンケート調査を実施した。</p>
<p>【11】 学習・生活支援体制やインターネットを利用した大学案内を充実させることによって，留学生の受入れを拡充する。</p>	<p>【11-1】 英語のホームページを更新し大学案内を充実させることによって，留学生の受入れを図る。</p> <p>【11-2】 質の高い留学生を確保するため「日本留学試験を利用した渡日前入学による5年間受入」について検討に着手する。</p>	<p>公式ホームページの日本語版のリニューアルを行い，引き続き英語版ホームページのリニューアルに着手している。留学生センターの英語版ホームページの内容や開講科目，年間行事の更新を行った。国際学部，工学部においても英語版の内容を更新した。</p> <p>留学生センターでは，渡日前入学の利点，問題点等を整理し，「日本留学試験を利用した渡日前入学許可による5年間の受入れに関する留学生センターの見解」をまとめ，7月に開催した「留学生センターシンポジウム」においても5年間受入に関する検討状況を報告した。</p>
<p>学士課程の教育課程編成の具体的措置</p>	<p>学士課程の教育課程編成の具体的措置</p>	<p>学士課程の教育課程編成の具体的措置 初期導入教育，リテラシー教育及び教養教育運営委員会が中心となり，教</p>

<p>【12】          全学共通教育において、学ぶことの意義と方法を習得するための初期導入教育、現代社会に必要なリテラシーを学ぶためのリテラシー教育、幅広く深い教養を身につけるための教養教育、という3つのカテゴリーを基本にして教育課程を編成し、内容の充実に努める。</p>	<p>【12-1】          初期導入教育、リテラシー教育及び教養教育のカテゴリーを基本にした教育課程を充実するために、授業科目の改善・精選を更に進め、学生の積極的な履修を促す。</p> <p>-----</p> <p>【12-2】          「大学コンソーシアムとちぎ(仮称)」の企画のもとに、県内高等教育機関によるとちぎバーチャル・ユニバーシティ(仮称)の授業科目を採り入れたカリキュラムの編成について検討する。</p> <p>-----</p> <p>【12-3】          引き続き、学外(企業等)の教育力を導入して、教育課程の内容の充実に図る。</p>	<p>養課程を充実するため、初期セミナー FD(Faculty Development)、授業の改善に関するFDワークショップを開催し、授業科目の改善・学生の履修について考究した。</p> <p>-----</p> <p>「大学コンソーシアムとちぎ」にカリキュラム委員会を立ち上げ、加盟大学が提供した授業科目を加盟大学の学生が履修できるカリキュラム編成を検討し、18年度前期から実施することとした。教務委員会でコンソーシアム授業科目の履修単位を制度化した。</p> <p>-----</p> <p>学外の企業家・起業実践者、ボランティア活動家等の有する教育力を活かし、授業科目を増設した。(後期開講：資本市場の役割と証券投資、日本事情、ベンチャー起業論、自己実現論)</p>
<p>【13】          学部の専門分野ごとに実践的専門性を培うためのコア・カリキュラムを編成して、内容の充実に努めるとともに、学生の興味関心に応じた柔軟な履修方法を提供する。</p>	<p>【13】          学部の専門分野ごとに実践的専門性を培うための精選されたコア・カリキュラムを編成し、個々の授業内容の充実に努めるとともに、学生の興味関心に応じた柔軟な履修方法の開発に向けた検討を進める。その際、4年一貫教育を目指して、共通教育科目と専門教育科目の連携を図る。</p>	<p>国際学部では、学部基礎科目である「地域研究論」を見直し、「地域研究概説」と改称し18年度以降のカリキュラムに反映させることとなった。教育学部では可能な範囲内でのカリキュラム見直しに着手した。農学部では、共通の「授業科目系」及び「実習・演習系」の両コア・カリキュラムを18年度から実施することとした。初期セミナーは17年度から全学部で必修とした。各学部のFD活動を取りまとめ3月に開催した全学FDワークショップで授業改善の検証をした。</p>
<p>【14】          入学後の学生の進路変更を可能にするため、転部・転科制度を柔軟に運用できるように見直し、実施する。</p>	<p>【14】          入学後の学生の進路変更(転部・転科を含む)について、適切な学生指導の徹底を図ると同時に進路変更した学生の履修状況についてフォローアップを行い、適切な履修指導を行う。</p>	<p>転部・転科制度の関係規程を整備し、転部・転科した学生について各学部教務委員会で適切な履修指導を行った。また、17年度は転部6名、転科7名がこの制度を活用した。</p>
<p>【15】          大学院進学者の多様化に対応するため、学部教育と大学院教育の役割を改めて明確にし、必要に応じて学部専門教育課程を見直す。</p>	<p>【15】          大学院進学者の多様化に対応するため、学部教育と大学院教育の役割を改めて明確にするるとともに、大学院と学部との単位互換等、必要に応じて学部専門教育の履修のあり方を更に検討する。</p>	<p>一部の学部・研究科を除いて大学院生については、指導教員が必要と認めるとき学部の授業科目の履修を認め、その単位を一定数大学院の修得単位に算入できるようにしており、指導教員はこの制度を活用して学生の履修指導を行っている。</p>
<p>学士課程の教育方法の具体的措置          【16】          シラバスなどの授業計画書を充実して学習支援を強化するとともに、全学共通教育と学部専門教育のコア・カリ</p>	<p>学士課程の教育方法の具体的措置          【16-1】          シラバスなどの授業計画書を充実し、コア・カリキュラムを提示し、目的にそった履修ができるよう学習支援</p>	<p>学士課程の教育方法の具体的措置          国際学部及び教育学部では、学生の意見調査を踏まえたシラバスや履修ガイドの見直し等を行い、学習支援を強化した。工学部ではシラバスを充実し、農学部ではGPA(Grade Point Average)又はスコア等を基にした履修指導を行った。</p>

<p>キリムについて単位制度の理念の徹底を図るなど、教育効果の向上に努める。</p>	<p>を強化する。</p> <p>【16-2】 共通教育科目に「キャリア創造科目」を開設し、学生の進路指導の充実を図るとともに学生の自主的な履修を図る。</p> <p>【16-3】 学生の自学自習を促すために、学内情報端末を活用した語学教育等の教育方法の構築を図る。</p>	<p>17年度の共通教育科目においてキャリア創造科目として「人間と社会」、「キャリアデザイン」を開講し、さらに「ベンチャー起業論」を新設し、後期から開講した。</p> <p>語学教育等に活用するために、学内情報端末50台、プロジェクトを備えたマルチメディア教室の整備を行った。また、コースマネジメントシステム(CMS) Moodleを導入し、語学教育を含むあらゆる授業についての環境整備を行った。</p>	
<p>【17】 APSIA(Association of Professional Schools of International Affairs)やJABEE(Japan Accreditation Board of Engineering Education)などを視野に入れた教育方法を取り入れる。</p>	<p>【17-1】 国際学部では、平成16年度に実施した調査を踏まえ、APSIAを視野に入れた教育カリキュラムの編成を検討する。</p> <p>【17-2】 工学部では、JABEE特別委員会を中心に、各JABEE受審プログラム単位でのJABEE対応を進める。</p>	<p>APSIA(Association of Professional Schools of International Affairs)の理念に沿って、学部基礎科目である「地域研究論」の教育体制の改革と併せて新専門科目「国際キャリア開発」、「国際学特殊講義(外交論)」の導入を行った。</p> <p>建設学科建設工学コースに対するJABEE認定現地審査は当初計画どおり10月に行われた。他学科・コースのJABEE認定審査受信予定についても当初の計画どおりであり、受審に向けた準備を継続して行っている。</p>	
<p>【18】 インターンシップなど実践的な教育の場を拡充する。また、その充実のため産学が連携して教育プログラムの開発を行う。</p>	<p>【18】 インターンシップの充実に関して継続審議するとともに、工学部では、プロジェクト創作活動の認定と支援、機械使用ライセンス制度の充実と拡大を図る。また、創成工学実践においてアドバイザー任用を進める。</p>	<p>事前オリエンテーションの時期、方法を改善して実施し、学部学生53名の実務体験型インターンシップを実施した。プロジェクト創作活動4件を認定し支援した。機械使用ライセンス制度を従前どおり実施し、延べ40名が受講した。また、学生の創作活動、ライセンス制度、授業、卒業研究などで使用することを目的として、ラビットプロトタイプ装置、三次元測定機などを購入した。</p>	
<p>学士課程の成績評価の具体的措置 【19】 学科、課程(講座)、及び全学共通教育の専門領域ごとの教員団が各授業科目の達成目標にふさわしい達成度評価法と基準を組織的に考究するとともに、その成果は学生に公表する。</p>	<p>学士課程の成績評価の具体的措置 【19】 学科、課程(講座)、及び全学共通教育の専門領域ごとの教員団が、各授業科目の達成目標にふさわしい達成度評価法と基準を組織的に考究するためにFD(Faculty Development)を行い、その成果は学生に公表する。</p>	<p>学士課程の成績評価の具体的措置 3月に全学FDワークショップを開催し、学部での検討状況の報告を基に、各授業報告の達成目標にふさわしい達成度評価法と基準を考究した。また、16年度の全学FDワークショップ報告書を作成し公表した。</p>	
<p>【20】 GPA(Grade Point Average)を基本にした総合的達成度評価法を開発し、試行する。</p>	<p>【20】 FD委員会でGPA(Grade Point Average)を基本にした総合的達成度評価法とそれを活用した指導法について、先行事例の調査研究を進めるとともに、学生の指導のために試行する。</p>	<p>全学FD委員会では、各学部でのGPAを基本とした総合的達成度評価法とそれを活用した指導法についての検討状況報告を基に、各授業科目の達成目標にふさわしい達成度評価法と基準を考究している。</p>	
<p>大学院課程の入学者選抜の具体的措置</p>	<p>大学院課程の入学者選抜の具体的措置</p>	<p>大学院課程の入学者選抜の具体的措置</p>	

<p>置 【21】 各研究科のアドミッション・ポリシーを明確にした上で周知徹底し、社会人や留学生などにも配慮した、効果的な入学者選抜方法を取り入れる。</p>	<p>置 【21-1】 大学のキャッチフレーズを活用し、研究科のアドミッション・ポリシーの浸透を図る。</p> <p>【21-2】 社会人や留学生などにも配慮した、効果的な入学者選抜方法の改善を図る。</p> <p>【21-3】 留学生の大学院進学を一層促すために、外国人留学生特別選抜試験制度を見直す。</p>	<p>アドミッション・ポリシーを、本学ホームページに宇都宮大学の理念と目標を併せて掲載した。また、各研究科のアドミッション・ポリシーについても掲載した。キャッチフレーズに関しては18年度学生募集要項等に掲載し、学内外に広く浸透を図った。</p> <p>教育学研究科では、従来の選抜方法に加え、社会人に配慮した選抜方法を設け、留学生については、専攻によっては外国語科目を日本語で代替している。</p> <p>工学研究科では、国費外国人留学生（研究留学生）及び外国政府派遣留学生については、一部の選考を除いて学力試験（筆記試験）を免除することとした。</p> <p>農学研究科農業環境工学専攻では、18年度入試から成績優秀者の推薦特別選抜を実施した。</p> <p>国際学研究科では、留学生の実態把握のための日本語学校調査を踏まえ大学院進学を促すための検討に着手した。工学研究科では筆記試験で日本語・母国語辞書の持込を一部の専攻で認めることとした。</p>
<p>【22】 教育課程を改善し、社会人や留学生を積極的に受入れる。</p>	<p>【22】 社会人や留学生を積極的に受入れるために、各研究科の教育課程の改善を推進する。</p>	<p>各研究科とも長期履修学生制度を活用している。さらに国際学研究科では国際交流研究専攻を新設し、社会人・留学生を積極的に受け入れている。教育学研究科では一部の専攻で昼夜間開講により社会人を積極的に受け入れている。</p>
<p>大学院課程の教育課程の具体的措置 【23】 修士課程及び博士前期課程にあつては、精選した専門授業科目を中心に教育課程を編成してその内容の充実を図るとともに、少人数の実践的な教育の場を通じて、創造性と課題解決能力を育成する。</p>	<p>大学院課程の教育課程の具体的措置 【23-1】 シラバスなどの授業計画書を充実して学習支援を強化する。</p> <p>【23-2】 修士課程及び博士前期課程にあつては、精選した専門授業科目を中心に教育課程を編成してその内容の充実を図るとともに、少人数の実践的な教育の場を通じて、創造性と課題解決能力を育成する。</p>	<p>大学院課程の教育課程の具体的措置 工学研究科及び農学研究科ではシラバスを作成して大学院生の学習支援を強化した。</p> <p>国際学研究科では学際性・総合性を重視した国際学総合研究を充実させる方法をサテライト授業を通して検討した。工学研究科では専攻ごとに授業内容を毎年見直し、時代にマッチした授業科目を開講している。教育学研究科及び農学研究科では少人数教育を実施し課題解決能力等を育成している。</p>
<p>【24】 外国語による授業を拡大する。</p>	<p>【24】 18年度以降実施のため、17年度は年度計画なし</p>	<p>国際学研究科では、英語による授業として「ラテンアメリカ社会論」を開講した。</p>
<p>【25】 博士後期課程にあつては、副専門研修を充実させる。</p>	<p>【25】 博士後期課程にあつては、創造性を一層促すため、副専門研修を充実・強化する。</p>	<p>博士後期課程における教育課程の特徴となっている副専門研修の幅を更に広げて充実を図るため、従来の副専門研修に加えて、新たな科目である「双方向インターンシップ」を18年度から開設することとした。</p>
<p>大学院課程の教育方法の具体的措置</p>	<p>大学院課程の教育方法の具体的措置</p>	<p>大学院課程の教育方法の具体的措置 16年度に作成した「国際学臨地研究」実施要領を更に改正(17年7月)</p>

<p>【26】 APSIAなどを視野に入れた教育方法を取り入れる。</p>	<p>【26】 国際学研究科では、APSIAなどを視野に入れて国際交流研究専攻の「国際学臨地研究」を平成16年度の実施を踏まえ更に推進する。</p>	<p>し、それに基づき体系的な指導の充実を図っている。</p>
<p>【27】 インターンシップなど実践的な教育の場を拡充する。</p>	<p>【27】 インターンシップなど実践的な教育の場を更に拡充する。</p>	<p>国際学研究科では、海外における一定期間のフィールド・ワークや国際貢献活動からなる「国際学臨地研究」を国際交流研究専攻の必修科目としている。工学研究科では実務体験型インターンシップを実施し、博士後期課程では双方向型インターンシップの理念、実施内容、実施体制等について検討し、18年度から実施することとしている。農学研究科でも学部の実務体験を大学院につなげ、利用できるシステムとなっている。</p>
<p>【28】 学位論文の研究指導に複数の教員による指導体制を充実させる。</p>	<p>【28】 研究指導を強化するため、学位論文の研究指導に複数の教員による指導体制を一層充実させる。</p>	<p>全研究科において学位論文の研究指導に複数指導体制を確立して指導に当たっている。</p>
<p>大学院課程の成績評価の具体的措置 【29】 全学的な基本方針のもとに、関連する教員団が各授業科目の達成目標にふさわしい達成度評価法と基準を組織的に考究するとともに、その成果は学生に公表する。</p>	<p>大学院課程の成績評価の具体的措置 【29】 関連する教員団が各授業科目の達成目標を明確にし、達成度評価法と基準を各研究科において組織的に検討する。</p>	<p>大学院課程の成績評価の具体的措置 国際学研究科では、修士論文中間発表及び審査において論文課題発表内容、補強すべき側面の基準から、教員相互による多面的評価を行った。他の授業科目についても19年度実施に向けて検討することとした。農学研究科では全専攻・講座でのシラバス作成を受けて検討を進めることとした。</p>
<p>【30】 GPAを基本にした総合的達成度評価法を開発し、試行する。</p>	<p>【30】 教育企画会議及びFD委員会でGPAを基本にした総合的達成度評価法について、先行事例を中心に引き続き調査研究する。</p>	<p>全学FDワークショップを3月に開催し、各研究科での検討状況を報告し総合的達成度評価法と基準について考究した。</p>
<p>教育方法の改善の具体的措置 【31】 各教育課程のFD(Faculty Development)を学生の授業評価等を踏まえて定期的に実施し、教育内容の充実と質の向上改善に努める。</p>	<p>教育方法の改善の具体的措置 【31】 各教育課程のFDを学部・学科・研究科ごとに実施し、教育内容の充実と質の向上改善に努める。</p>	<p>教育方法の改善の具体的措置 各学部で目標・内容・方法についてFDを実施した。また、16年度に実施した教育方法に関するFD活動の結果を報告書にまとめ、学内に配付した。各学部でのFD活動の内容を3月に開催した全学FDワークショップで討議し、教育内容の充実に努めた。</p>

大学の教育研究等の質の向上  
 1 教育に関する目標  
 (3) 教育の実施体制等に関する目標

中 期 目 標	<p><b>教職員等の配置</b>                  ・教育目標を達成するために、教職員を適切に配置する。</p> <p><b>教育環境の整備</b>                  ・教育のための施設・設備を整備充実させる。</p> <p><b>教育の質の改善のためのシステム</b>                  ・大学が教育の責任を果たす観点から、教育の質の改善を図るための学内組織を整備するとともに、開かれた大学として、社会の要望を反映する。</p> <p><b>内外の高等教育機関との連携</b>                  ・国内外の高等教育機関と教育面での連携を強化し、本学の教育の充実に役立てる。</p> <p><b>学部・研究科の特色を活かした教育</b>                  ・学部・研究科の特色を発展させるため、その充実に努める。</p>
------------------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
<p><b>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</b>                  適切な教職員等の配置に関する具体的措置                  【32】                  教育の充実のために、教職員を適切に配置する。</p>	<p><b>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</b>                  適切な教職員等の配置に関する具体的措置                  【32】                  教育企画会議及び教務委員会で、各学部・学科・研究科相互の連携を深める観点から、専任教員の授業担当のあり方を見直す。</p>	<p><b>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</b>                  適切な教職員等の配置に関する具体的措置                  工学部においては専任教員の授業担当のあり方を見直した。農学部では、18年度から実施するコア・カリキュラムの編成と実施のために、学科間の連携を深め、授業担当のあり方を見直した。</p>	
<p><b>【33】</b>                  非常勤講師の配置に関する基本方針を策定し、実施する。</p>	<p><b>【33】</b>                  教務委員会において、平成18年度実施に向けて非常勤講師の配置に関する見直しを行う。</p>	<p>16年度に引き続き非常勤講師の配置に関する見直しを行い、学部等の非常勤講師時間数を設定した。</p>	
<p><b>教育環境の整備に関する具体的な措置</b>                  【34】                  学生の教務等情報のファイリングシステムを整備する。</p>	<p><b>教育環境の整備に関する具体的な措置</b>                  【34-1】                  大学情報基盤構築プロジェクトにおいて策定中の大学情報基盤構築計画に沿って、全学的に情報システムの有効活用と安全性の確立を行うために、既存のシステムを見直し、必要なシステムの再構築を行う。</p>	<p><b>教育環境の整備に関する具体的な措置</b>                  総合情報処理センターの情報基盤システムの更新を踏まえて、既存のシステムを見直し、改善計画の策定に着手した。また、大学情報基盤構築計画は、大学情報が大学の資産であるという観点から、情報の管理・運用、保護・利活用が適切に行えるシステムの基盤としての「大学情報データベースシステム」の一部を構築した。</p>	

	【34-2】 既存の教務情報のファイリングシステムを平成18年度に全面的に更新するに当たって、平成17年度は試用期間とし、システムの完成を目指す。	教務情報システムに授業料免除システムを付加し、学生基礎情報の蓄積ができるようになった。これによって、「大学情報データベースシステム」構築に寄与するシステムとなった。
【35】 附属図書館の蔵書及び施設・設備の計画的充実を図る。	【35】 附属図書館の教育支援を一層強化するために必要な経費の配分を行うと同時に、継続してシラバス掲載図書 of 計画的充実を図る。	学生用図書の整備充実のため、14年度から年次計画により、主にシラバス掲載図書を中心に CD-ROM 及び DVD 等の電子媒体資料等の整備を図った。
【36】 既設の CANS(Campus Advanced Network System)を中心とした教育情報基盤を整備し、充実させる。	【36】 既設の CANS(Campus Advanced Network System)を中心とした教育情報基盤を活用し、教育支援の効率化を図る。	CANS(Campus Advanced Network System)の e-Learning パッケージソフトの活用を図るため、英語担当教員を対象とした説明会を実施した。17年度に学習者として新規に登録された学生は約200名である。
【37】 実践的教育(実験、演習、実技、実習等)のための施設設備を充実させる。	【37】 昨年度実績に引き続き、実験、演習、実技、実習等の実践的教育のための施設及び設備を充実させる。	16年度に引き続き、教育充実・改善経費による募集・選定により教育設備を充実したほか、総合研究棟改修工事により実験室の整備を進め、実践的教育のための施設・設備の充実を図った。
【38】 教室などの学内共同利用施設の有効利用に努めるとともに、学習に適した環境の整備と機能の充実を図る。	【38-1】 環境整備の整った教室の有効利用を図る。	総合情報処理センターの設備更新に伴い共通教育棟の LL 教室を見直し、マルチメディア教室に変更、国際学部ではイメージラボ教室の視聴覚設備を充実、工学部では冷暖房設備や AV 機器の整った総合研究棟の利用を推進して教室の有効利用を図った。農学部では、コンピュートルームの授業使用時間を公開し、その他の時間を学生の自主的な学習のために開放している。 また、講義室の空調整備計画を前倒して着手した。
	【38-2】 学内共同利用施設の有効利用に向けた基本的事項の検討を昨年度に引き続き実施し、今年度中にその方向性を提示する。	16年度に行った施設の有効活用状況調査のフィードバック調査を実施し、有効活用に向けた評価基準(案)を作成するとともに、それに基づく有効活用調査の評価結果を環境・施設整備委員会に示し、18年度の基本方針策定に向けた予備的検討を行った。
【39】 課外活動を一層促すために、施設・設備を充実させる。	【39】 課外活動を一層促すために、昨年度完成の課外活動施設(第 1 期工事分)の有効利用を図るとともに、第 1 期工事分の早期完成及び供用に向けて努力する。	第 1 期棟を17年12月に完成させ、18年1月から供用を開始するとともに、16年度完成の第 1 期棟についても、第 1 期棟と併せて空調設備を設置し環境整備を図った。
教育の質の改善のためのシステムに関する具体的措置 【40】 教育研究評議会のもとに設置した教育企画会議において、本学における教育の基本方針を策定し、効果的に運営	教育の質の改善のためのシステムに関する具体的措置 【40】 教育企画会議において、本学における教育の基本方針及び教育の質の改善の具体的方策について引き続き検討を	教育の質の改善のためのシステムに関する具体的措置 全学 FD ワークショップを3月に開催し、学部での FD 活動の報告を願い、教育の質の改善を考究した。

する。	進める。		
<p>【41】          全学教務委員会，FD を推進する委員会が中心となり，学部・研究科の教務委員会，学科（課程），専攻の教務検討組織と連携し，広く学内外の識者の意見を取り入れ，教育の質の向上と改善に努める。</p>	<p>【41】          教育企画会議のもとで，FD 委員会と学部・研究科の教務委員会，学科（課程），専攻の教務検討組織と連携することにより，広く学内外の識者の意見を取り入れながら，教育の質の向上に向けたシステムの開発を行う。</p>	<p>学外の識者で構成する宇都宮大学懇話会メンバーと本学の教育と教育の質の向上について意見交換を行った。          また，国際学部では FD 専門委員会，教育学部は教員養成連携協議会，工学部は教育運営協議会，農学部では運営諮問会議から幅広い見地からの意見・提言・評価を基に教育の質の向上に努めている。</p>	
<p>【42】          教員の教育評価の基本方針を策定し，FD と併用することによって教育の質の改善を図る。</p>	<p>【42-1】          教育の質の改善につながるよう，ベストティーチャー賞の位置づけや実施方法等について更に検討する。</p> <p>-----</p> <p>【42-2】          教育の質の改善のために，FD を併用した教育評価の基本方針について検討する。</p>	<p>ベストティ - チャー賞の実施方法等を見直し，17年度は専門教育担当の専任教員を対象にベストティ - チャーを選考した。</p> <p>-----</p> <p>全学 FD ワークショップを3月に開催し，学部での FD 活動の報告を願い，教育の質の改善を考究した。          「大学評価規程」，「教員評価指針」，「教員評価実施要領」，「教員評価委員会規程」を作成し，18年度に教員評価を試行することとした。</p>	
<p>【43】          教員相互の教育評価を含めた FD を段階的かつ継続的に推進する。</p>	<p>【43】          ワークショップによる FD を段階的かつ継続的に実施し，教育力の向上を図る。</p>	<p>各学部とも FD 研究会等を実施し，教育の質の向上に向け努力するとともに，全学の FD ワークショップを開催するなど，教育力の向上を図っている。</p>	
<p>【44】          学生が積極的に関与する授業評価を継続的に実施し，教育の質の改善に役立てる。</p>	<p>【44】          学生による授業評価を全教員を対象に引き続き実施し，結果を公表する。</p>	<p>17年度前期から全授業科目を対象に，FD 委員会授業評価ワーキンググループが学生による授業評価を実施した。後期の授業評価を含めて，18年度に結果を公表する。16年度学生による授業評価は，各学部の分析を行い，報告書により公表した。</p>	
<p>【45】          全学共通教育については，総合教育研究開発センター（仮称），留学生センター及び全学教務委員会が連携して内容の充実に努める。</p>	<p>【45】          留学生センターが中心となり，全学共通教育として，国際理解のための科目の開講を検討する。</p>	<p>外部教育力の導入により，後期に「日本事情」を日本人学生及び留学生を対象に開講した。「多言語コミュニケーション学」及び「日本語コミュニケーション技法」を開講した。</p>	
<p>内外の高等教育機関との連携のための具体的措置          【46】          近隣の大学等を中心に，高等教育の連携組織を整備し，単位互換やカリキュラム開発研究などを通じて，教育の質的，量的充実に努める。特に栃木県内においては，高等教育連絡協議会を充実し，一層の連携強化を図る。</p>	<p>内外の高等教育機関との連携のための具体的措置          【46-1】          近隣の大学等を中心に，高等教育の連携組織を整備し，単位互換の推進などを通じて，教育の質的，量的充実に努める。特に栃木県内においては，高等教育連絡協議会「大学コンソーシアムとちぎ（仮称）」の企画するとちぎバーチャル・ユニバーシティ（仮称）を充実し，一層の連携強化を図る。</p> <p>-----</p> <p>【46-2】</p>	<p>内外の高等教育機関との連携のための具体的措置          茨城大学、群馬大学、埼玉大学と大学院の教育研究に関する連携についての協定書を取り交わした。          「大学コンソーシアムとちぎ」を17年4月に設立し，県内の全高等教育機関が参画して，単位互換を含む大学間連携講座「とちぎバーチャルユニバーシティ事業」を実施するため，18年4月から募集ガイドを配付し11機関で56科目（オリジナル授業6科目含む）を開講することとした。また，ホームページからシラバス検索及びオリジナル授業科目については，一般の学生を対象とするだけでなく，高校生，社会人向けに利便性を図るためホームページ聴講申込を可能にする仕組みを整えた。</p> <p>-----</p> <p>工学研究科では，茨城大学，群馬大学，埼玉大学と大学院の教育研究に関</p>	

	<p>近隣の大学等と連携した大学院構想を検討する。</p> <p>【46-3】 茨城大学留学生センターとの共催で「留学生センターシンポジウム」を宇都宮大学で開催する。平成18年度以降も場所を茨城大学と交互に開催する。</p>	<p>する連携を進め、同大学による4大学大学院構想について設置に向けて協議を続けている。</p> <p>本学において、茨城大学と共催で「留学生政策の転換期の中で」と題してシンポジウムを7月に開催し、戦略的留学生政策の重要性について認識を深めた。また、その結果をまとめ、報告書を作成し関係者に配付した。18年度は茨城大学を当番校として開催予定である。</p>	
<p>【47】 外国の高等教育機関との教育連携を質量ともに充実させるとともに、修得単位の認定は柔軟に運用できるようにする。</p>	<p>【47】 外国の高等教育機関へ留学した学生の修得した単位の認定は、柔軟に運用できるように検討する。</p>	<p>教務委員会で協定校以外への留学による単位の認定について検討するため、他大学での取組み状況を調査した。</p>	
<p>学部・研究科の特色を活かした教育の目標を達成するための具体的措置 【48】 国際学部・国際学研究科は、APSIAの理念と目的である、政府・民間・非営利の三部門における国際的・高度専門職業人養成に向けて、新設の「国際交流研究専攻」を中心に、特に市民レベルの国際交流・国際貢献に関わる教育研究体制を整備し、この分野の実践的教育を充実させる。</p>	<p>学部・研究科の特色を活かした教育の目標を達成するための具体的措置 【48】 国際学部・国際学研究科は、APSIAの理念と目的である、政府・民間・非営利の三部門における国際的・高度専門職業人養成に向けて、新設の「国際交流研究専攻」を中心に、特に市民レベルの国際交流・国際貢献に関わる教育研究体制を整備し、この分野の実践的教育を更に充実させる。</p>	<p>学部・研究科の特色を活かした教育の目標を達成するための具体的措置 実践的教育の充実のため「国際学インターンシップ」に加えて、18年度から学部専門科目とする「国際キャリア開発」と同時に、「国際学特殊講義（外交論）」も併せて開講することとした。また、後期に「市民レベルでの国際交流・国際貢献」と題する大学院のサテライト授業を、宇都宮市内で一般市民にも公開して開講し、市民27名の参加を得た。国際交流研究専攻は、実施計画等の提出書類の記入要領を明確にし、院生が国際学臨地研究を実施しやすいように整備した。</p>	
<p>【49】 教育学部及び教育学部附属「教育実践総合センター」は附属学校等及び学外の教育研究機関と連携し、教員の養成及び研修における実践的指導力の向上を積極的に支援する活動を推進する。</p>	<p>【49】 教育学部・教育学研究科は、学校や地域の要請に応じて大学教員や学生を派遣する窓口として「スクール・サポート・センター」を設置し、学校や地域の教育活動を総合的に支援するとともに、地域支援と学部・大学院（附属教育実践総合センター、附属学校園を含む。）の教育・研究との融合・充実を図る。</p>	<p>17年4月に「スクールサポートセンター」を開設し、「校内研究サポート」、「学校づくりサポート」へ教員を派遣するとともに、「児童・生徒の放課後、長期休業中学習支援」に学生を派遣するなど、学校や地域の教育活動を総合的に支援した。</p>	
<p>【50】 工学部附属「ものづくり創成工学センター」を中核にして、工学部におけるものづくり創造性教育を一層充実させる。なお、工学研究科の特色である副専門研修制度の一層の充実を図る。</p>	<p>【50】 ものづくり創成工学センターを中心にして、インターンシップの充実に関して継続審議するとともに、プロジェクト創作活動の認定と支援、機械使用ライセンス制度の充実と拡大を図る。また、博士後期課程におけるインターンシップ導入計画を含めて議論を進める。</p>	<p>博士前期課程の専門知識実践型インターンシップの試行を行った。博士後期課程のインターンシップ（「双方向インターンシップ」）の理念、実施内容、実施体制などについて検討し、18年度から実施することになった。プロジェクト創作活動については、4件を認定し支援した。機械使用ライセンス制度を従前どおり実施し、延べ40名が受講した。また、学生の創作活動、ライセンス制度、授業、卒業研究などで使用することを目的として、ラピッドプロトタイプ装置、三次元測定機などを購入した。</p>	

## 【51】

農学部・農学研究科は、建学以来の実践的・体験的農業教育の伝統を受け継ぎ「現場から発想し、現場に貢献する農学の創造」をモットーに教育を一層充実させるとともに、博士課程については東京農工大学大学院連合農学研究科博士課程を維持し、一大学では期待しがたい分野、特に、生物資源に関わる諸分野を中心に創造的に活躍できる実践的な高度専門職業人及び研究者を育成する。

## 【51】

農学部・農学研究科(修士課程)は、「現場から発想し、現場に貢献する農学の創造」をモットーに教育を一層充実させる。特に「アグリカレッジ」「アグリ支援機構」の教育部門として県内農業高校生を対象とした授業)等によって農学の知を地域に発信するとともに、「専門科目インターンシップ」(県内の農業士会などと連携して実施)等では地域の知と連携して大学教育の充実を図る。このように、地域と双方向性のある多世代に向けた教育を大切にしながら一層発展させる。

附属施設を教育面で有効利用し、インターンシップによる体験を活かし、実学を身につけた人材の育成を進めている。アグリカレッジについては、「環境を科学する」というテーマで6月から9月まで実施し、計10回の講義を行い、7高校から計36名が受講した。なお、インターンシップは、19年度から全学科で実施することになっており、栃木県農業士会、県内の農家、民間企業等の協力を得て実施する予定である。

大学の教育研究等の質の向上  
 1 教育に関する目標  
 (4) 学生への支援に関する目標

中 期 目 標	<p><b>学習支援の基本方針</b>                  ・学生の特性に応じた、きめ細かな学習支援体制を構築し、実践する。</p> <p><b>生活支援の基本方針</b>                  ・学生の生活に関する事案に応じた、きめ細かな支援体制を構築し、実践する。</p> <p><b>就職支援の基本方針</b>                  ・学生の就職支援体制と支援業務を充実させる。</p>
------------------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
<p><b>(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</b>                  学習支援に関する具体的措置                  【52】                  附属図書館、メディア情報基盤などの学習支援環境を組織的かつ効果的に充実させるとともに、教員の指導のもとに TA(Teaching Assistant)、チューター等を活用して、学習を支援する体制を強化する。</p>	<p><b>(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</b>                  学習支援に関する具体的措置                  【52-1】                  附属図書館は、日曜開館を継続し学生の自主的学習環境を支援する。</p>	<p><b>(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</b>                  学習支援に関する具体的措置                  利用者に配慮した図書館づくりの一環として、16年4月から峰地区に限定し、日曜開館を実施した。その結果、17年度は33日間の開館(休業期間中は土・日曜日閉館)で7,614人(1日平均230人)が利用した。</p> <p>教育支援の一環として、17年度は「情報処理基礎」の授業で学術文献検索を中心とした図書館リテラシー教育を実施した。(19コマで開講、受講者は1,056名)</p> <p>進路選択や職業に関する総合的な知識や情報を提供するために、図書館に16年度から「キャリア関連資料コーナー」を設け、整備・充実を図った。</p> <p>17年度は約4,800冊の寄贈があり、そのうち293冊を図書館の蔵書として受け入れたほか、約3,800冊が利用者の手元で再利用されている。</p>	
	<p>【52-2】                  附属図書館は、教育支援を本格的に開始する一環として、学術情報リテラシー教育体制を強化する。</p>		
	<p>【52-3】                  附属図書館は、学生の自主的学習環境を支援する一環として、キャリア教育を側面から支援するために必要な資料コーナーを設ける。</p>		
	<p>【52-4】                  使用済み図書の利活用を図るために 図書のリサイクルコーナーを設け、学内教職員・学生から不用図書の寄附を仰ぐ。</p>		
<p>【53】                  TA、チューターの任務、配置及び採用の基本方針を見直す。</p>	<p>【53】                  全学的な視点で、TA(Teaching Assistant)、チューターの任務、配置及び</p>	<p>留学生センターでは、チューターの役割に関するガイダンスを実施するとともに、留学生に対するチューターの採用方法の改善を図るため、チューター及び留学生の双方からのアンケート調査結果を基に改善策等について検討</p>	

	採用のあり方を見直すとともに、研修に努める。	している。共通教育、専門教育のTA( Teaching Assistant)及びチューターの任務、配置、研修については全学的視点から審議し、引き続き見直しについて検討することとした。
【54】 オフィスアワーや予約制による面談時間を設けて、学習支援を強化する。	【54】 オフィスアワーや予約制による面談時間を設けて、学習支援の充実を図る。	オフィスアワーや予約制による面談時間のシラバスへの記載を一層奨励した。留学生センターの専任教員は留学生に対するオフィスアワーを実施しており、修学、生活上等の相談に対応している。
生活支援に関する具体的措置 【55】 教職員が一体となって、学生の生活、心身の健康、対人関係、アカデミックハラスメント、セクシュアルハラスメント等の問題に対処する支援体制と、課外活動の組織及び施設・設備等を整備して、学生の自主的活動を積極的に支援する。	生活支援に関する具体的措置 【55-1】 保健管理センターに非常勤のカウンセラー2名を継続採用し、相談体制の見直しを検討するとともに、学生の相談しやすい環境の整備を図り学生の生活、心身の健康、対人関係の問題に対処する支援を強化する。 ----- 【55-2】 アカデミックハラスメントやセクシュアルハラスメントも含めて、それぞれの問題に対処する支援を引き続き充実する。 ----- 【55-3】 課外活動団体の届出・認定制度の適切な運用を図るとともに、課外活動共用施設の管理・運営体制の確立及び施設・設備等を整備し、学生の自主的活動を積極的に支援する。また優れた活動に対しては、引き続き学長表彰を行う。	生活支援に関する具体的措置 保健管理センターのカウンセラー2名(臨床心理士)は、17年度も引き続き任用し、5月から大学会館2階に相談室を開設し、学生が相談を受けやすい環境整備を行った。 ----- カウンセラー及び学内相談員の配置並びに電子メール相談など学生が相談しやすい環境づくりに引き続き配慮するとともに、ハラスメントに関する認知を高めるため、パンフレットの配布及び人権侵害に関する研修会の開催などその啓蒙活動の充実にも努めた。 ----- 課外活動連絡会議の円滑な運営を図るため、「宇都宮大学課外活動連絡会議の円滑な運営体制」を確立した。課外活動共用施設に空調機を設置し学生支援を行った。優れた成績を認められた課外活動に対して11月と3月に学長表彰を行った。
【56】 留学生センターを中心に留学生の生活支援体制を整備し、充実させるとともに、経済的支援を充実させる。	【56-1】 留学生後援会の活動内容の資金貸与事業等をさらに強化するとともに、昨年開始した住宅支援事業やホームステイ事業等の拡充を図る。 ----- 【56-2】 留学生の支援体制をより充実させるために、陽東地区に留学生センター分室を設けることを検討する。	留学生後援会事業の活性化を図るため、事業計画等を明示し、募金活動は、目標額を達成するとともに留学生への支援事業として、資金の無償貸与の枠を拡大した。また、16年度から実施しているホームステイ事業の受入先の拡大に努め、ホストファミリーの登録者数を16年度の11世帯から15世帯に拡充した。なお、職員宿舎及び職員集会所を留学生用に暫定的に使用できることとした。 ----- 工学部で確保しているスペースを18年度より、留学生センター工学部分室として利用することとし、留学生センター専任教員などによる定期的な相談及び情報提供等を実施することとした。
【57】 長期履修制度などを利用して、社会人の生活及び学習環境の一層の改善策を講じる。	【57】 長期履修制度を周知して、大学院学生の生活及び学習環境の一層の改善を図る。	16年度に引き続き、大学院学生の修学条件を的確に把握するとともに各研究科のガイダンス等で長期履修学生制度の周知を図っている。

<p>【58】 各種奨学金を開拓するとともに本学独自の奨学金制度の可能性を検討し、その実現を目指す。</p>	<p>【58-1】 学生生活支援委員会において、本学独自の奨学金制度の可能性を検討する。</p> <p>-----</p> <p>【58-2】 学生の保護者によって構成される学生後援会会員への広報活動を更に充実し、学生の大学における学習・生活・就職支援等の充実を図る。</p>	<p>学生生活支援委員会において、「宇都宮大学奨学金（奨励賞）要項」を定め、17年度から奨学金（奨励賞）の授与を開始（授与式は、卒業生・修了生は3月学位記授与式、在学生は4月入学式）した。</p> <p>-----</p> <p>広報誌には学生の声を積極的に反映させるため、広報誌への投稿を求める記事を掲載する等、見直し、改善を図っている。広報誌と同封で配付した卒業（修了）者の就職先状況は保護者に好評であった。</p>
<p>就職支援に関する具体的措置 【59】 職員の再配置を含めて、就職支援体制を一層強化する。</p>	<p>就職支援に関する具体的措置 【59】 キャリアアドバイザーを配置し、就職支援体制を一層強化する。</p>	<p>就職支援に関する具体的措置 キャリアアドバイザーによる相談室を峰地区及び陽東地区（石井会館）に設け、専任教員とキャリアアドバイザーの連携の下で、進路・就職相談体制の充実を図った。就職支援室における相談体制の充実を図るため、栃木県主催による進路指導担当者研修会に1名派遣した。</p>
<p>【60】 適性と能力に合った職業選択の目を養うためのキャリア教育を導入し、継続的に充実させる。</p>	<p>【60-1】 適性と能力に合った職業選択の目を養うため、就職支援委員会及び教務委員会においてキャリア教育の充実を図る。</p> <p>-----</p> <p>【60-2】 キャリア形成支援の一環として、起業家育成のための学内支援方法を検討するとともに、ボランティア活動の育成を支援する体制を構築する。</p>	<p>後期に外部教育力（諾成契約）による「ベンチャー起業論」を開講した。また、18年度は新たにキャリア教育科目を2科目開講した。「国際キャリア合宿セミナー2005」を9月に61名の参加者を得て開催した。</p> <p>-----</p> <p>「起業家をめざした学生プロジェクト支援事業」の説明会、学内公募を実施し、3件を採択してスタートさせた。学生プロジェクト中間発表会を12月に実施し、3月に最終成果発表会を開催して、2件のプロジェクトに対し学長表彰を行った。 ボランティア活動の育成のため、学生主体のユネスコクラブを発足させた。</p>
<p>【61】 インターンシップ制度を活用し、就職支援体制を充実させる。</p>	<p>【61】 インターンシップ制度を積極的に活用し、就職支援体制を充実させる。</p>	<p>インターンシップのための「ビジネスマナー講習会」及び各学部担当教員等との「情報交換会」を実施した。17年度は栃木県経営者協会や他団体との連携により120名の本学学生がインターンシップに参加した。また、本学でも16年度からインターンシップの学生を受け入れており、17年度は7名を募集し、2名（うち1名は他大学生）を事務部に受け入れた。</p>
<p>【62】 就職情報の提供などの就職支援活動を充実・強化する。</p>	<p>【62】 就職情報の提供などの就職支援活動を充実・強化する。</p>	<p>内閣府との共催により「キャリアフェスタ2005」を開催した。また、学生の意識を高めるため、就活手帳の配布時期を繰り上げることとした。国際学部では、学生の要望に基づき、「卒業生による啓発セミナー」を年2回開催した。 教育学部及び教育学研究科では、就職ガイダンスの冊子「就職の手引き」と「就職活動体験記」について、内容の拡充を図り、作成・配付した。 キャリアアドバイザーによる就職相談の窓口を峰キャンパスだけでなく、工学部及び工学研究科のある陽東キャンパスにも設けた。 農学部及び農学研究科では、卒業生と就職先へのアンケート調査を実施し、分析結果を2月にホームページに公開して、学生等に情報を提供した。</p>

大学の教育研究等の質の向上  
 2 研究に関する目標  
 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

中 期 目 標	<p>目指すべき研究の水準等に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎から応用に至る基盤的研究を推進するとともに、個性的で発展性のある研究を積極的に推進する。</li> <li>・独創的な研究を重点的に育成するための支援を行う。</li> </ul> <p>成果の社会への還元に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究成果を広く社会に公表するとともに、効果的に還元する。</li> <li>・社会及び地域の学術、文化、産業及び生涯教育を支援する中核としての機能を担う。</li> </ul> <p>研究の水準・成果の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織的に研究の水準・成果を把握し、研究の推進に努める。</li> </ul>
------------------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
<p><b>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</b>                      目指すべき研究の方向性に関する具体的措置                      【63】                      持続可能な社会の形成を促す研究を中心に、国際学、教育学、工学、農学の各分野において、個性的で発展性のある研究を積極的に支援する。</p>	<p><b>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</b>                      目指すべき研究の方向性に関する具体的措置                      【63】                      学部長裁量経費を活用して、各学部での個性的で発展性のある研究を積極的に支援する。</p>	<p><b>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</b>                      目指すべき研究の方向性に関する具体的措置                      国際学部では、個性的プロジェクト経費の公募に申請すると同時に、その一部経費を学部長裁量経費で支援する体制とした。                      教育学部では、学部長裁量経費の一部により、教員養成 GP 関連の研究、附属学校園との共同研究、教育委員会・学校等との共同研究・研修、現職教員研修システムの研究、FD の実施、現行カリキュラムの評価と改善のための研究等の支援を行った。                      工学部では、学部長裁量経費の一部を利用して、若手教員のための萌芽的研究支援を行った。                      農学部では、学部長裁量経費の一部により、農林水産省「アグリビジネス創出フェア2005」におけるパネルディスカッション及び研究発表の実施、アグリ支援機構内に設けた開発研究企画委員会において採択された応用開発研究について実施状況の発表会を行う等により、実施・進捗状況を確認し引き続き支援を行った。</p>
<p>【64】                      個性的で発展性のある重点研究プロジェクトを新設する。</p>	<p>【64】                      研究企画会議において、「持続可能な社会の形成を促す研究」のあり方を含めて、新たな選定方針のもとに、本学を代表する研究プロジェクトを選定する。</p>	<p>研究企画会議において、「持続可能な社会の形成を促す研究」に基づいた新たな選考基準の基に、「重点研究推進」として学内助成課題14件を認定した。また、経費の措置をしないが、重点推進研究として3件を認定した。なお、今後も引き続き「重点推進研究」のあり方及び選考方針を見直し、本学が拠点となるような研究プロジェクトの立ち上げについて検討を行うこととした。</p>
<p>【65】                      教育研究評議会のもとに設置した研究企画会議において、研究に関する基本的事項を審議するほか、重点研究プ</p>	<p>【65】                      研究企画会議が中心となり、外部大型研究資金獲得を目指すものや、必ずしもそれになじまないが個性的で発展</p>	<p>新たな選考基準の基に、「重点研究推進」として学内助成課題14件を認定した。また、経費の措置をしないが、重点推進研究として3件を認定した。さらに、外部大型研究資金獲得に向けたプロジェクトの立ち上げについて検討し、プロジェクトチームを結成した。</p>

<p>プロジェクトの選定と評価を行い、必要に応じ研究推進のための支援体制を構築する。</p>	<p>性的ある研究を本学を代表する重点研究プロジェクトとして選定し、それに研究推進のため効果的な支援を行う。</p>		
<p>成果の社会への還元に関する具体的措置 【66】 研究成果を迅速かつ効果的に社会に公表するために、教員の研究情報ファイリングシステムを社会のニーズに合わせて一層充実させる。</p>	<p>成果の社会への還元に関する具体的措置 【66-1】 地域貢献・地域振興活動を更に活発化・活性化していくために、新たな宇都宮大学シーズ集(産学官連携資源集)の作成や研究シーズ発表会を行い、シーズを迅速かつ効果的に広報し、産学官連携活動を積極的に推進する。</p> <p>【66-2】 教員の研究情報ファイリングシステムの構築に着手し、社会のニーズに合わせた情報の蓄積と公開に向け検討を開始する。</p> <p>【66-3】 昨年度調査した学術標本等の保存・維持管理方法及び新たな標本づくり並びに期間を限定した展示(例えば大学祭)等での公開方法を検討する。</p>	<p>成果の社会への還元に関する具体的措置 地域共生研究開発センターでは「地域共生研究開発センターシーズ集」を刊行し、17年10月開催の「シーテックジャパン2005」(幕張メッセ)に出展した。さらに、18年2月開催の産学官連携フェア(合同シーズ展)(埼玉スーパーアリーナ)に出展し、本学の研究シーズ等の広報活動を行うとともに、「地域共生研究開発センター産学交流振興会」と連携し「金曜イヴニングセミナー」を3回開催し、産学官連携の重要性に関する啓蒙活動を行った。</p> <p>教員の研究情報の蓄積と公開に向け、4月に「地域共生研究開発センターシーズ集」を刊行した。教員の研究者情報ファイリングシステムは、「大学情報データベース」計画の一部である「教員基礎情報システム」として、構築に着手した。</p> <p>農学部附属演習林において、新たな木材標本を作製した。また、石井会館2階においては、考古学研究会が所蔵する発掘物を整理し、展示パネル等で公開方法を工夫・実践した。</p>	
<p>【67】 産業界等のニーズを的確に把握・整理して学内に周知することにより、地域共同研究センター等の学内センターと産官との連携を強化し、研究成果の社会還元を積極的に展開する。</p>	<p>【67】 産業界等のニーズを的確に把握・整理して学内に周知することにより、地域共生研究開発センター等の学内センターと産官との連携を強化するとともに、産学交流会を開催し、研究成果の社会還元を積極的に展開する。</p>	<p>産学官連携の強化に向け、18年4月に「産学官連携・知的財産本部」を設置することとした。加えて、ニーズ収集とシーズ発信を推進するため、地域共生研究開発センターに、客員教授を採用し強化した。また、ニーズとシーズのマッチングを図るため、「地域共生研究開発センター産学交流振興会」と連携し「金曜イヴニングセミナー」を3回開催した。</p>	
<p>【68】 「とちぎ産業創造プラザ」(栃木県)内に設置した「とちぎ大学連携サテライトオフィス」を産学官連携活動の推進のために積極的に活用する。</p>	<p>【68】 「とちぎ産業創造プラザ」(栃木県)内に設置した「とちぎ大学連携サテライトオフィス」を、とちぎ産学官連携、学・学連携等活動の推進のために積極的に活用する。</p>	<p>17年12月に「とちぎ大学連携サテライトオフィス」の主催により、学生・企業発表会を開催した(参加者200人)。また、今後「とちぎ産業創造プラザ」内でのシーズ発表会等の実施について検討することとした。</p>	
<p>研究の水準・成果の検証に関する具体的措置 【69】 研究企画会議を中心に策定した重点研究プロジェクトの評価システムに基づいて、重点研究プロジェクトの研究水準と進捗を把握し、必要に応じて一層の推進のための支援を行う。</p>	<p>研究の水準・成果の検証に関する具体的措置 【69】 本学を代表する重点研究プロジェクトの評価に学外者による評価を導入し、研究水準の高度化と進捗を図る。</p>	<p>研究の水準・成果の検証に関する具体的措置 重点推進研究として認定したプロジェクトの、学外者による評価の導入について検討を行い、当該評価の一環として、17年6月に公開で研究発表会を実施した。また、17年度に重点推進研究として認定したプロジェクトについて、18年1月に、研究進捗状況等について中間ヒアリングを公開で実施した。</p>	

<p>【70】 各学部・施設等においても、研究に関する点検評価システムを確立して、研究水準を把握し、必要に応じて研究水準の向上のための支援策を講じる。</p>	<p>【70】 各学部・施設等において、研究水準の把握とその向上のため、研究に関する点検評価システムの検討を開始する。</p>	<p>「大学評価規程」、「教員評価指針」、「教員評価実施要領」、「教員評価委員会規程」を制定した。18年度に教員評価の試行を行うこととした。また、野生植物科学研究センター、生涯学習教育研究センター、遺伝子実験施設、留学生センターにおいて、研究に関する点検評価システムについて検討に着手した。</p>	
---	---	---	--

大学の教育研究等の質の向上  
 2 研究に関する目標  
 (2) 研究実施体制等の整備に関する目標

中 期 目 標	<p>研究者等の配置及び研究資金の配分に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定した重点研究プロジェクトについては、研究者・研究支援者の配置、研究費の配分及び施設・設備の利用に関して特段の配慮をする。</li> <li>・従来の個人的研究に加えて、複数の教員及び学外者からなる共同研究プロジェクトを積極的に推進する。</li> </ul> <p>研究環境の整備・充実に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特色ある研究を支援するための共同利用可能な研究環境を整備する。</li> <li>・研究支援のための学術情報資料の整備・充実を図る。</li> </ul>
------------------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
<p><b>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</b>                      研究者等の配置及び研究資金の配分に関する具体的措置                      【71】                      研究企画会議は、重点研究プロジェクトに対する研究支援を重点的に行う配分案を策定する。</p>	<p><b>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</b>                      研究者等の配置及び研究資金の配分に関する具体的措置                      【71】                      研究企画会議は、採択された重点研究プロジェクトについて効果的に研究資金等の支援を行う。</p>	<p><b>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</b>                      研究者等の配置及び研究資金の配分に関する具体的措置                      研究企画会議において、「重点推進研究」として14件を認定し、総額35,480千円の経費支援を行った。</p>	
<p><b>【72】</b>                      萌芽的研究及び若手教員による優れた研究を育成するための資金的支援を行う。</p>	<p><b>【72】</b>                      萌芽的研究及び若手教員による優れた研究を育成するために資金的支援と、研究企画会議を中心に各学部から選定した学内アドバイザーを配置し、積極的な支援を行う。</p>	<p>研究企画会議において、若手教員から応募のあった研究課題55件の内20件について、若手研究助成として研究費総額8,400千円の助成を行った。また、アドバイザーが若手教員に対して、科学研究費補助金申請への支援を行った。国際学部では、若手教員による優れた研究を育成するために、学部内公募型プロジェクト支援基金を設立し、2プロジェクトの応募に対して予算措置をした。工学部においては、学部長裁量経費の一部を利用して若手教員のための萌芽的研究の支援を行った。農学部では、16年度採択された応用開発研究2件について、研究の実施状況の発表会を行うなどにより、実施、進捗状況を確認し、引き続き支援を行い、研究者のレベルアップを図っている。</p>	
<p><b>【73】</b>                      全学的あるいは学内外で随時編成される共同研究プロジェクトに対し、必要に応じて研究資金の支援を行う。</p>	<p><b>【73-1】</b>                      全学的あるいは学内外で随時編成される共同研究プロジェクトに対して、特任研究員等の導入を進めるとともに、研究企画会議を中心に評価し、必要な研究資金の支援を行う。</p>	<p>研究企画会議において、本学にふさわしい特任研究員等のあり方について、既存の客員教授制度や任期付教員などとの関係に留意しながら、検討を開始した。また、17年度に設けた退職教員を対象とした「人材バンク」制度を維持運営した。</p>	

	【73-2】 必要な資金源として間接経費を拡大、導入し、研究者のインセンティブを高める方策を検討する。	外部資金（共同研究、寄附金及び受託事業）について、10%の間接経費制度を導入した。当該経費を学内公募経費の若手教員の研究助成、重点推進研究（助成型）に追加配分することにより、外部資金獲得促進に向けて研究者のインセンティブを高める等の措置を講じた。
【74】 教員の教育研究に関する自己の質的な刷新を促すことができる制度並びに研究に専念できる期間を設定できる制度等の導入について検討する。	【74】 教員の教育研究に関する自己の質的な刷新を促すことができる制度並びに研究に専念できる期間を設定できる制度等の導入の検討に着手する。	外部資金、特に科学研究費補助金の応募に際して、申請書を査読し、ブラッシュアップする制度を確立した。また、研究に専念できる期間の設定について、引き続き検討することとした。
【75】 科学研究費補助金及び受託研究費や奨学寄付金等の外部資金の積極的導入を奨励し、その成果（申請、採択等）を教員の研究費配分並びに人事評価に反映させる。	【75】 科学研究費補助金及び受託研究費や外部大型プロジェクト研究費あるいは寄付金等の外部資金の積極的導入を奨励し、その成果（申請、採択等）を平成18年度の教員の研究費配分に反映させ、人事評価に反映させる方策とその具体化の検討を行う。	教員評価指針及びその指針に基づく教員評価実施要領を制定し、組織等が行う教員評価の対象領域の一つである「研究領域」の評価項目に「研究資金の導入」を設定した。なお、この活動成果の給与等への反映の仕組みについては、企画調整会議において検討することとした。 18年度予算策定に当たり、18年度に科学研究費補助金（19年度交付分）の申請を行わなかった者については、19年度教育研究基盤経費を一定額削減し、若手研究助成の財源に振り向ける等外部資金獲得の成果を反映する予算の仕組みを構築することとした。
研究環境の整備・充実に関する具体的措置 【76】 研究設備の有効利用を図るため、共同利活用方式を順次整備する。	研究環境の整備・充実に関する具体的措置 【76】 研究設備の有効利用を図るため、研究企画会議でその方策を検討し、その結果のもとに、共同利用可能な研究設備の一覧表を作成し、ウェブサイト上で学内外に公表する。	研究環境の整備・充実に関する具体的措置 学内の共同利用可能な設備をリストアップし、ウェブサイト上で学内外に公表した。なお、利用条件等について使用責任者と調整を行い、利用に際しての詳細については更に検討を行うこととした。
【77】 全学的あるいは学内外で随時編成される共同研究プロジェクトに対し、特に必要とされる場合には、そのチーム等の研究に必要な施設等を確保する。	【77】 全学的あるいは学内外で随時編成される共同研究プロジェクトに対し、特に必要とされる場合には、そのチーム等の研究に必要な施設等を確保するための検討を行う。	研究企画会議と環境・施設整備委員会が連携して検討することとした。
【78】 研究活動の成果を知的財産として管理する体制の強化を図るために、知的財産本部の設置をめざし、知的財産の創出、特許出願件数の増加を含めた知的財産の確保の強化とその活用の促進並びに知的財産を育む教育研究の充実に努める。	【78】 研究活動の成果を知的財産として管理する体制の強化を図るために、地域共生研究開発センターと連携のうえ知的財産本部を設置し、知的財産の創出、特許出願件数の増加を含めた知的財産の確保の強化とその活用の促進並びに知的財産を育む教育研究の充実に努めるため、予算及び人材を確保するとともに技術移転機関等の検討を行う。	知的財産創出、管理、活用の促進を大学として重点的に取り組むため、既存の知的財産室を改組し「知的財産センター」とし、当該センターと「地域共生研究開発センター」との連携を強化する「産学官連携・知的財産本部」を18年4月に設置することとした。また、知的財産創出の推進のため、17年10月に、「宇都宮大学における知的財産の取扱い」を冊子にまとめ、全教員に配付した。
【79】 附属図書館を中心にして、共同利用	【79】 研究支援のための学術情報資料の整	「宇都宮大学附属図書館学術雑誌基本整備方針」に基づき、学術情報資料を継続的に整備充実するための経費を17年度から全学共通経費化した。ま

<p>の電子ジャーナル，2次データベース等の学術資料を継続的に整備し，充実させるとともに，それらの利用促進のためのユーザ講習会を継続的に実施する。</p>	<p>備充実を図るために，電子ジャーナルを始めとする学術情報資料を，「附属図書館学術雑誌基本整備方針」に基づき継続的に整備充実する。そのために，購読経費を全学共通経費化し，それらの利用促進のためのユーザ講習会を継続的に行う。</p>	<p>た電子ジャーナルのユーザ講習会を開催した。</p>	
---	--	------------------------------	--

大学の教育研究等の質の向上  
 3 その他の目標  
 (1) 社会との連携, 国際交流等に関する目標

中 期 目 標	<p><b>教育研究における社会との連携等に関する基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現代社会が抱える生活・教育・文化・産業・行政・環境等の諸課題に取り組むために, 広く社会と教育研究面での交流を積極的に展開する。</li> <li>・地域貢献の本学の理念「地域に学び, 地域に返す, 地域と大学の支え合い」を基本に地域連携を積極的に推進する。</li> </ul> <p><b>教育研究における国際交流・協力等に関する基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育研究活動の国際交流を積極的に推進する。</li> <li>・地域社会の国際化や国際交流に積極的に貢献する。</li> </ul>
------------------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
<p><b>(1) 社会との連携, 国際交流等に関する目標を達成するための措置</b>                      教育研究における社会との連携等に関する具体的措置                      【80】                      産学官連携プロジェクトを効果的に推進するため, 地域共同研究センターをはじめとする関係部局の機能を拡充強化する。</p>	<p><b>(1) 社会との連携, 国際交流等に関する目標を達成するための措置</b>                      教育研究における社会との連携等に関する具体的措置                      【80-1】                      産学官連携のプロジェクトを効果的に推進するため, 地域共生研究開発センターをはじめとする関係部局の機能を拡充強化する。また, 地域連携協議会等で計画された関連事業を推進する。</p>	<p><b>(1) 社会との連携, 国際交流等に関する目標を達成するための措置</b>                      教育研究における社会との連携等に関する具体的措置                      産学連携の強化にむけ, 現在の知的財産室を改組し, 18年4月に「知的財産センター」を設置し, 地域共生研究開発センターと連携した「産学官連携・知的財産本部」を組織し, 関係部局の機能の拡充強化を図ることとした。                      また, 地域連携協議会で採択した17件(工学部3件・農学部6件・教育学部5件・国際学部2件・総合情報処理センター1件)の事業を実施した。</p>
	<p>【80-2】                      国立大学地域交流ネットワークに積極的に参加する。</p>	
<p>【81】                      近隣の各種教育研究機関や企業等と連携した研究プロジェクトを推進するため, 地域の研究ネットワークを構築する。</p>	<p>【81-1】                      近隣の各種教育研究機関や企業等と連携した研究プロジェクトを推進するための方策を, 研究企画会議を中心に検討する。</p>	<p>研究企画会議及び地域共生研究開発センターとの連携により, 研究プロジェクトの立ち上げを検討し, 栃木県産業技術センターと共同研究を実施した。</p>
	<p>【81-2】                      栃木県JICA専門家連絡会との「国際協力シンポジウム」や, 地域国際支援団体との「国際キャリア合宿セミナー」</p>	

	を引き続き開催するとともに、その経験を基に留学生センター及び就職支援室が協力して社会との連携の可能性について検討を進める。	内閣府、栃木県、栃木県経営者協会、宇都宮大学消費生活協同組合、企業等の協力の下でキャリアフェスティバルを開催した。栃木県就職支援センターの協力により、ビジネスマナー講座を開講した。栃木県 JICA 専門家連絡会との共催で国際協力シンポジウムを開催し、報告書を作成し関係者に配布した。
	【81-3】 附属図書館に所蔵する特色ある貴重資料を整理し、展示会や講演会などの公開サービスを提供する。	宇都宮高等農林学校時代に収集した満州関係の資料について整理し、展示会を開催した。また、講演会『戦後60年、資料で見る「満州」』を開催した。
	【81-4】 附属図書館は、使用済み図書の利活用を図るために、図書のリサイクルコーナーを設け、学内教職員・学生から不用図書の寄附を仰ぎ、地域に広く開放する。	17年度は約4,800冊の寄贈があり、そのうち293冊を図書館の蔵書として受け入れたほか、約3,800冊が利用者の手で再利用されている。
	【81-5】 地域の学校等と協力して、小・中学生に向けた理科教育の重要性とその面白さを体感させる企画を主催する。	小・中学校と連携し、17年度内に10回（児童・生徒の合計800名以上）の科学実験教室を実施し、小・中学校教員や保護者から理科教育への貢献を評価され、継続性を求める声が強かった。 工学部においては、地域の自治会などと連携して「電子工作」、「プラネタリウム製作」、「紙笛の製作」、「ポンポン船」などの「子供向けものづくり講座」を全11回実施し、延べ331名の児童の参加を得た。
【82】 学内共同利用施設の社会開放を拡大する。	【82】 学内共同利用施設及び機器の社会開放を拡大する。	学内共同利用施設及び機器の社会開放に向け自治体保有の設備との相互利用を含め検討した。また、栃木県産業技術センターと測定機器の相互利用に関し協議を行った。今後、共同研究の実施を含め更に協議を継続することとした。また、学内共同利用の可能機器をリストアップし、使用責任者と調整を行った。利用に際しては経費（消耗品等）を要する機器、責任者の立ち会いが必要な機器、事故が生じた場合の取扱い等が問題となることから、これらについて更に検討を行うこととした。 社会福祉法人峰陽会が18年3月に設立されたことに伴い、同法人営「宇都宮大学まなびの森保育園」の本学峰キャンパス内誘致に向け、土地の無償貸借契約を締結するとともに具体的な協議に入った。 これに伴い、幼児を有する地域住民及び教職員の保育ニーズに資するとともに、男女共同参画の推進等にも資することとした。
【83】 サテライト授業や教育訓練給付制度を活用して、社会人に対する大学院教育の機会を拡充する。	【83】 社会人に対する大学院教育の機会の拡充に努めるために、サテライト授業や教育訓練給付制度を活用する。	国際学研究科では、大学院授業科目の「国際化と日本」を後期にサテライト公開授業として実施し、社会人を含む一般市民27名の参加を得た。また、教育訓練給付制度や長期履修学生制度の周知徹底を図り、活用させている。 教育学研究科では、現職の大学院生（カリキュラム開発専攻）の勤務校において、学校側と連携して研究授業と授業研究会を開催した。
【84】 公開講座等の内容を受講者のニーズに即して充実させるとともに、高齢者や身体障害者など受講者の事情に配慮した受講環境を整備する。	【84】 公開講座等の内容を受講者のニーズに即して充実させるとともに、高齢者や身体障害者など受講者の事情に配慮した受講環境を整備する。	アンケート調査を実施した結果、16年度と同様、夜間開講の要望が多いことから、17年度は、夜間開講講座を20講座増加した。また、受講者が高齢者や障害者が含まれる場合は、必要に応じて会場を2階から1階に移動したり、会場に近い駐車スペースの確保に努めた。配付資料も拡大コピーし見やすくする等配慮した。

<p>【85】 栃木県高等教育連絡協議会の世話大学として、単位互換・共同研究・コンソーシアムの形成を推進する。</p>	<p>【85】 「大学コンソ - シアムとちぎ(仮称)」を通じて、単位互換や共同研究等の推進を図る。</p>	<p>17年4月に「大学コンソーシアムとちぎ」が設立されたことに伴い、18年度開講に向けてコンソーシアムのカリキュラム委員会で連携講座を開設することに決定した。本学教務委員会で連携講座授業科目を本学教育課程に取り入れることを制度化した。</p>	
<p>【86】 地域の他大学と連携して免許や資格取得のための公開講座を拡充する。</p>	<p>【86】 18年度以降実施のため、17年度は年度計画なし</p>		
<p>【87】 平成15年2月に新設された「高大教育連携協議会」を核にして、県内の高等学校との教育連携を強化する。</p>	<p>【87】 平成15年2月に新設された「高大教育連携協議会」を核にして、県内の高等学校との教育連携を更に強化する。</p>	<p>高大教育連携協議会で教育連携事業について16年度より更に検討を進め、県内の高校との教育連携を推進した。 17年度は46名の高校生が授業公開により本学の科目を受講した。また、農学部では県下の農業高校生を対象にアグリカレッジを開講した。5月から9月までの土曜日に9回の講義・実験を行った。</p>	
<p>【88】 「とちぎ大学連携サテライトオフィス」を拠点として、栃木県産業振興センターとの協力体制を強化し、産学官連携及び県内大学間の研究教育活動の連携を推進する。</p>	<p>【88】 「とちぎ大学連携サテライトオフィス」を拠点として、栃木県産業振興センターとの協力体制を強化し、産学官連携及び県内大学間の研究教育活動の連携を推進する。また、その一環として、学生による研究発表会を継続して開催する。</p>	<p>17年12月に「とちぎ大学連携サテライトオフィス」の主催により、学生・企業発表会を開催した(参加者約200人)。今後は、栃木産業振興センターと連携し、とちぎ産業創造プラザ内でのシーズ発表会等の実施について検討することとした。</p>	
<p>教育研究における国際交流・協力等に関する具体的措置 【89】 海外の諸大学との提携を拡充して、学生・教職員の教育研究や研修等での国際交流を一層推進する。</p>	<p>教育研究における国際交流・協力等に関する具体的措置 【89 - 1】 海外の諸大学との提携を拡充するとともに、学生・教職員の教育研究や研修等に係る国際交流や国際貢献を、本学の特色を生かしながら重点的に進める。 【89 - 2】 栃木県の協力を得ながら、中国浙江省にある協定大学との間の留学生の増加や研究プロジェクトの推進など国際交流を一層推進する。</p>	<p>教育研究における国際交流・協力等に関する具体的措置 交流協定締結校を主体に「東アジア共同体の可能性を探る」、「東アジア共同体形成における日本とモンゴルの役割」、「食文化と農学」等のシンポジウムを開催するとともに、「国際キャリア合宿セミナー」や客員教授の受け入れ、学生交流、教員研修受け入れ等を積極的に行った。  栃木県との連携を密にするため、県に協力要請した。また、他大学の海外拠点事務所の設置形態、浙江工業大学との交渉内容等についても、12月に県に説明し協力の可能性を打診した。今後は、協定大学との交流推進について検討することとした。</p>	
<p>【90】 留学生の受け入れ・派遣体制の一層の充実を図る。</p>	<p>【90】 留学生の受け入れ・派遣体制の一層の充実を図るために、日本留学フェアへの参加や、交流協定締結校との一層の関係強化を図る。</p>	<p>9月に韓国ソウルで開催された「日韓共同理工系学部留学生フェア」に参加した。協定校に関する種々のデータを今後の検討資料として全学に配付するとともに、報告書をまとめた。12月にインドネシアで開催された「日本留学フェア」に参加し、本学への留学希望者及び留学生確保のため、PR活動を行った。</p>	
<p>【91】 国際交流センター(仮称)の設置に努めるとともに、それを中核として、</p>	<p>【91】 協定大学と連携・協力して、短期語学・文化研修のための留学生の受け入れ</p>	<p>韓国祥明大学校、益山大学、天安蓮庵大学等から学生の短期研修を受け入れ、また、モンゴル国立人文大学、台湾国立政治大学からも学生の短期研修を受け入れ、国際大学交流セミナーを実施した。</p>	

<p>地域社会の国際化・国際交流を積極的に支援する。</p>	<p>れと派遣を実施する。</p>		
<p>【92】 国際的な NGO ( Non-Governmental Organization ) ,NPO ( Non profit Organization ) 活動に関する教育研究を拡充するとともに、その機会や成果を広く社会にも公開する。</p>	<p>【92】 18年度以降実施のため、17年度は年度計画なし</p>		
<p>【93】 国際協力の在り方を検討し、支援体制を整備する。</p>	<p>【93-1】 国際協力プロジェクトに関する資料の蓄積と整理を進めるとともに、教員の協力可能分野について調査して(国際協力専門委員会), JICA 等からの協力の打診に対して、機敏に対応できる体制を作る。</p> <p>-----</p> <p>【93-2】 国際協力のあり方や、支援体制の整備を図る。</p>	<p>教員の国際協力に関するデータ収集のためアンケート調査を行うことを決め、教員の協力可能分野に関するアンケート結果を整理し、JICA 等からの技術協力に対する活用体制を整えた。</p> <p>-----</p> <p>国際交流に関する各種助成制度一覧を本学のホームページで周知し、同時に趣旨、目的等に合った事業に関する情報を関係する教員に提供することにより、応募の機会を広げることができるよう整備した。</p>	

大学の教育研究等の質の向上  
 3 その他の目標  
 (2) 附属病院に関する目標

中 期 目 標	・記載事項なし
------------------	---------

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置  ・記載事項なし	(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置  ・記載事項なし	(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置  ・記載事項なし	

大学の教育研究等の質の向上  
 3 その他の目標  
 (3) 附属学校に関する目標

中 期 目 標	教育学部及び教育学研究科と連携し、地域の学校のモデルとなる先進的な教育研究を推進する。附属学校（幼稚園、小学校、中学校、養護学校）は、多様なニーズをもつ子どもたち一人ひとりに適切な教育を施し、個人及び市民として望ましい成長・発達を実現することを目指す。地域の教育課題の解決に資するために、附属学校の教育改善を図るとともに、教員の資質向上に努める。学校における教育と生活の充実及び安全の強化を目指す。
------------------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
<b>(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置</b> 【94】 教育学部学生の実習などを通じ、教員養成における実践的指導を充実させる。	<b>(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置</b> 【94】 教育実習の内容充実のために、学部と連携して実習期間や実習人数などの改善を進める。	<b>(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置</b> 学部の教育実習改革のプロジェクトに各附属学校の教育実習主任が所属し、現場からの実習改善策を提案した。また、中学校では、実習人数の多い教科で人数の調整を行い、2期に分けて実習を実施するとともに、養護学校では、2期の実習期間の日数を増やし3週間とした。	
【95】 附属学校は相互に協力するとともに学部との連携体制を強化し、多様なニーズをもつ子どものための特別支援教育体制づくりを推進する。	【95】 附属学校は相互に協力するとともに学部と連携しながら、多様なニーズをもつ子どものための特別支援教育のあり方を引き続き検討する。	養護学校では幼小中と積極的に関わる特別支援教育体制の試行を始めた。小学校では、支援が必要な子どもに対する個別支援計画を作成し、中学校では、特別支援研究グループで具体的な支援計画を策定した。	
【96】 附属学校の保護者との連携を基盤にして地域との交流を深め、地域の教育力を生かした教育活動の在り方に関する研究を推進する。	【96】 附属学校の保護者との連携を基盤にして地域との交流活動を継続し、更に充実させるとともに、地域及び学部の教育力を活用した教育活動について試行していく。	幼小中の地域交流集会「ふぞくふれあいふえすた」を実施するとともに、幼稚園では保護者の自主的サークル活動を活性化し、小学校では「響・プロジェクト」を組織し、保護者との積極的連携を図った。	
【97】 スクール・カウンセラーや「心の教室」相談員などの教育相談体制の充実を図る。	【97】 スクール・カウンセラーなどを含めた附属学校の教育相談体制を検討し、試行する。	幼稚園では異年齢の子どもを持つ保護者同士の語り、小学校では、全児童生徒を対象にした教育相談や保護者・教師の三者による個人懇談、中学校にスクール・カウンセラーによる相談室を置き、児童・生徒、保護者、教員との教育相談などを実施した。	
【98】 附属学校間の連携を強化し、附属学	【98】 附属学校間の連携を強化し、研究組	附属学校園の連携をテーマにしたシンポジウムを開催するとともに、連携・一貫教育については連携推進委員会で全体の方向性をまとめ、18年度は	

<p>校における一貫教育を推進する。</p>	<p>織を構築し共通研究日を設定し研究を進め、連携や一貫教育についての方向性を明らかにする。</p>	<p>じめに四附属連絡協議会で決定することとした。</p>	
<p>【 9 9 】 附属学校の教育改善をテーマとした共同研究を学部・附属学校の連携により進める。</p>	<p>【 9 9 】 附属学校の教育改善をテーマとした共同研究を学部・附属学校の連携により継続し、研究発表会等を通じて地域に公開していく。</p>	<p>幼稚園では「協同的な学びをより豊かに進めるために」、小学校では「学びに目覚める子供たち」、中学校では「ともに学ぶよさを生かした学習指導の在り方」、養護学校では「一人一人の子どもを輝かせる個別の教育支援計画とその実践」を研究主題とする公開研究発表会を実施した。</p>	
<p>【 1 0 0 】 附属学校教員の資質向上のために校内研修体制を充実させる。</p>	<p>【 1 0 0 】 附属学校教員及び公立学校教員の資質向上のために、学部・附属学校・教育委員会等と連携した研修会を継続するとともに、校外研修会等に附属学校教員を講師として派遣していく。</p>	<p>幼稚園では県幼児教育担当指導主事研修会、「保育を語る会」を実施するとともに、自治体の研究大会に講師を派遣した。小学校では、各地の研究会や各学校の研究会に教員を派遣した。中学校では、県内教員を対象に教員研修会を開催し、養護学校では「軽度発達障害児の移行支援」の研修会を実施した。</p>	
<p>【 1 0 1 】 附属学校の施設・設備を整備し、柔軟な相互利用体制を推進する。</p>	<p>【 1 0 1 】 附属学校の施設・設備の相互利用の実態を明確にし、有効な相互利用を実践しながら改善を加える。</p>	<p>公開研究発表会や学校及び学年行事において、校庭・体育館等の施設とともに教育機器機材の相互利用を図った。また、養護学校の屋外施設(トリム)を幼稚園児が園外保育として利用した。</p>	
<p>【 1 0 2 】 学校生活の安全を強化するために、組織、施設・設備及び教育内容の改善を図る。</p>	<p>【 1 0 2 】 学校生活の安全を強化するために保護者や地域と協力し、引き続き守衛を置くとともに、安全教育について改善を図る。</p>	<p>学校園での不審者対策のための避難訓練、校舎内外の安全点検を実施し、小学校では児童指導係や安全指導係を中心にバス停や通学路の安全指導を定期的に行った。</p>	

## 大学の教育研究等の質の向上に関する特記事項

## 1. 教育支援

## (1) 新たな全学共通教育課程の推進

## 新たなリテラシー教育の充実

中期計画に掲げた全学共通教育における「初期導入教育」、「リテラシー教育」、「教養教育」から構成される新たな教育課程を、17年度新入生から適用した。リテラシー教育は、「英語コミュニケーション」、「日本語」(留学生対象)、「情報処理基礎」、「スポーツと健康」を柱とする必修科目であり、2年次生対象の「英文講読」を18年度開講に向けて、その教育内容と実施体制について策定した。

## 豊かな教養教育の提供(キャリア教育)

学生のキャリアマインドを育成するために、17年度より教養教育科目に「キャリア創造科目」を設定し、2科目を3コマ開講した。18年度は一層の充実に図り、6科目13コマ開講することにした。また、各学部においても、インターンシップの推進に尽力した。

なお、豊かな教養教育を提供する観点から、学外の企業人、実務家、退職教員等の協力を得て、「資本市場の役割と証券投資」、「日本事情」、「自己実現論」、「ベンチャー起業論」の4授業科目を増設した。18年度は更に8科目増設することにした。

## (2) 教育改革の推進

## 教育設備の充実

共通教育棟のLL教室をマルチメディア教室に変更し18年度から使用開始することにした。国際学部ではイメージラボ教室の視聴覚設備を充実、教育学部では特別教育研究経費でマルチメディア教育支援システムを整備、工学部では冷暖房設備やAV機器の整った総合研究棟の利用、農学部ではコンピュータールームの開放を行った。

## 授業改善(FD)の一層の推進、授業の達成目標と出口管理の強化に向けた検討

中期計画に基づく教育改革を推進するために「教育改革・改善支援経費」の公募を行い、17件の計画に総額600万円を配分し、財政的な支援を行った。

共通教育における3部門の運営委員会によるFDワークショップのほか、学部毎のFD、全学のFDワークショップを開催した。全学のワークショップでは、学部毎に取り組んできたFD活動について共有を図るとともに、教育企画会議で検討を進めてきたGPA・達成度評価法について今後の推進における課題を明確にした。

なお、学生による授業評価は、17年度前期より全授業科目を対象として実施した。

## (3) 社会の要請に応える大学院教育に向けた内容の見直し

国際学研究科では博士前期課程・後期課程に組織の改編、教育学研究科では教員養成GPの実施と現職教員の研修機能の充実、工学研究科では大学院の新たな構築と組織の改編、農学研究科におけるシラバスの充実による授業内容の検討などの取り組みを行った。また、長期履修学生制度の活用のほか、時代に適合した新規授業科目についても検討しており、工学研究科博士後期課程においては、「双方向インターンシップ」(学生が自ら提案、実践し、社会に貢献することを学ぶ。)を18年度より開講することにした。

## (4) 高校生向けの公開授業の開催

高校生が大学の正規授業を受講する授業公開は、私立高校の受講者49名、科目数は8科目であった。高校生における進路選択の意識を高めるのに役立つだけでなく、大学生における学習意欲の向上にも効果があったとの報告があった。18年度は、県立高校からの受講者24名も加わり、私立高校と合わせて43名が受講する予定である。

また、農学部では、独自にアグリ支援事業の一環として、16年度から農業高校生を対象に「アグリカレッジ」を開講している。

さらに、高等学校におけるSSH、SPPへの支援のほか、高校への出張講義(40高校へ延べ74回)、大学における授業見学会(252名参加)など高大連携事業に積極的に取り組んだ。

## 2. 学生支援

## (1) 学生生活や学生の自主的活動の支援を強化

## 学生相談や就職支援の強化

保健管理センターに非常勤のカウンセラーを2名採用し、専任と合わせて3名体制で面接に当たっている。さらに、学内相談員の配置及び電子メール相談など、学生が相談しやすい環境づくりに配慮している。また、ハラスメントに対する認知を高めるために、パンフレットの配布及び人権侵害に関する研修会の開催などを実施した。

キャリアカウンセラー(専任)とキャリアアドバイザー(非常勤)による相談室を峰地区及び陽東地区に設け、進路・就職相談体制の充実に図った。

また、各学部における就職支援の取り組みを強化するとともに、全学行事として、内閣府との共催による「キャリアフェスティバル」を開催した。

## 課外活動施設の整備・充実

16・17年度の2年次計画で、課外活動共用施設(鉄骨プレハブ造り、2階建て800㎡を2棟)を建設し、供用を開始した。

## 学生企画プロジェクトの募集

「起業家を目指した学生プロジェクト支援事業」を17年度より開始し、学内公募によって3件を採択した。なお、最終成果発表会による審査のうえ、2件について学長表彰を行った。

## 宇都宮大学奨学金(奨励賞)の設置

学生生活支援委員会において、本学独自の奨学金制度として「宇都宮大学奨学金(奨励賞)要項」を制定した。学部生36名、大学院生11名に、1人当たり10万円を授与することにし、授与式は卒業生・修了生は3月の学位記授与式、在学生は4月の入学式とし、17年度から授与を開始した。

## 授業料免除制度の見直し(拡充)

授業料免除申請者の増加に鑑み、授業料免除財源を授業料収入予定額の5.8%から6%に拡充するとともに、免除額を全額免除、半額免除の2段階から、全額免除、半額免除相当、4割免除相当の3段階とした。

## (2) 図書機能の充実

学術情報文献検索を中心に図書館リテラシー教育(1年生全員対象)を実施するとともに、進路選択や職業に関する知識や情報を提供するために「キャリア教育関連資

料コーナー」を設置し、学生サービスの向上を図った。

### 3. 研究の充実

#### (1) 本学を代表する研究プロジェクトの選定と支援

研究企画会議において、「持続可能な社会の形成を促す研究」のあり方を検討し、それに基づいた新たな選考基準の基に、「重点推進研究」として学内助成課題14件を認定した。また、経費の措置をしないが、重点推進研究として3件を認定した。

さらに、外部大型研究資金獲得に向けたプロジェクトの立ち上げについて検討し、プロジェクトチームを結成し、随時申請を督促した。

#### (2) 社会への研究成果の一層の還元（産学交流の推進）

「地域共生研究開発センターシーズ集」を刊行した。また、地域共生研究開発センターでは、17年10月開催の「シーテックジャパン2005」(幕張メッセ)に出展、さらに、18年2月開催の産学官連携フェア(合同シーズ展)(埼玉スーパーアリーナ)に出展、本学の研究シーズ等の広報活動を行うとともに、「地域共生研究開発センター産学交流振興会」と連携し「金曜イブニングセミナー」を3回開催するなど、研究成果の還元を積極的に進めた。

### 4. 社会との連携・国際交流

#### (1) 産学官民の連携強化

高大教育連携協議会の教育連携事業として高校生への授業公開を行った。「大学コンソーシアムとちぎ」を17年4月に設立し、県内の全高等教育機関が参画して、単位互換を含む大学間連携講座「とちぎバ-チャルユニバ-シティ事業」として56科目を開講することにした。また、那須烏山市と包括協定を締結し、連携事業を実施している。

#### (2) 他大学との連携強化

本学の主導的な働きかけにより、17年4月に県下18大学・高専等で組織する「大学コンソーシアムとちぎ」を立ち上げ、構成機関相互の連携強化を目指し、自治体や産業界とも連携しつつ、大学合同説明会や「とちぎ学シンポジウム」等を開催し、今後の具体的な教育研究協力に向けた基礎を確立した。

#### (3) スクールサポートセンターの設置

教育学部・教育学研究科は、17年4月にスクールサポートセンターを開設し、学校や地域の要請に応じて、大学教員や学生を派遣して、学校や地域の教育活動を総合的に支援した。

#### (4) 国際交流の取り組み

本学は、「国際交流協定に関する基本方針」のもと、13か国33大学と国際交流協定を締結している。17年度は、留学生センターに新たに「センター員制度」を設け、留学生センター専任教員と協働して、協定校に関する種々のデータをまとめた資料を作成し全学に配付した。

「国際大学交流セミナー」(みずほ国際交流奨学財団及び日本学生支援機構の助成)および、「国立釜慶大学とのユネスコ・大学交流プログラム」(ユネスコ青年交流信託基金の助成)を実施するなど、協定大学と連携・協力した留学生の受入、派遣などの事業を積極的に推進した。

#### (5) 学生発表会及びポスターセッション

「とちぎ産業創造プラザ」(栃木県)内に設置した栃木県及び県下13大学からなる「とちぎ大学連携サテライトオフィス」の主催により、17年12月に「学生・企業発表会」及び「ポスターセッション」を開催した(参加者約200人)。

**業務運営の改善及び効率化**  
**1 運営体制の改善に関する目標**

中期 期 目 標	<p>健全な経営状態を保ちながら、大学の社会的責務を十全に果たすことができるよう、適正な経営基本方針を確立し実践する。</p> <p>学長のリーダーシップが健全な形で発揮され、全学的意思決定が機動的・効率的になされる組織運営体制の構築を図る。</p> <p>教職員が全学的視野を共有し、それぞれの立場から大学運営プロセスに参画するための方策を講じる。</p> <p>運営の透明性を確保するとともに、アカウンタビリティの一層の向上に努める。</p> <p>学内諸活動に関する綿密な点検・評価を継続的に実践するとともに、それに基づき、学内資源の合理的な配分を進める体制を整える。</p> <p>学部長を中心とした機動的・戦略的な学部運営を図る。</p>
-------------------	--

中期計画	年度計画	進捗 状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエ イト
<p><b>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>適正な経営基本方針の確立と実践【103】</p> <p>県内自治体との間で構成する「地域連携協議会」(平成14年設立)や栃木県及び県内高等学校との間で構成する「高大教育連携協議会」など、諸団体との交流活動を通じ、また各学部の同窓会活動のチャンネルなどを活用して、大学に対する将来にわたる社会のニーズを敏感にかつ的確に把握することに努め、それを経営方針に反映させる。</p>	<p><b>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>適正な経営基本方針の確立と実践【103-1】</p> <p>県内自治体との間で構成する「地域連携協議会」(平成14年設立)や栃木県及び県内高等学校との間で構成する「高大教育連携協議会」など、諸団体との交流活動を通じ、また、各学部の同窓会活動のチャンネルなどを活用して、大学に対する将来にわたる社会のニーズを敏感にかつ的確に把握することに努める。</p>		<p><b>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>適正な経営基本方針の確立と実践</p> <p>「地域連携協議会」を開催し、各自治体で計画中の事業及び大学への期待、要望等について意見交換を行った。</p> <p>また、栃木県及び宇都宮市等と協力し、知的財産をメインテーマに「第20回栃木科学・技術シンポジウム」を開催した。</p> <p>さらに、「高大教育連携協議会」では、高校生への授業公開について「大学教育の理解ができた」、「高校の授業にも主体的に取り組むようになった」などの貴重な意見・助言を得た。</p>	
		<p>【103-2】</p> <p>地域との連携を推進し、地域の“知”を大学の運営に活かすため、「宇都宮大学懇話会(仮称)」を設置する。</p>		<p>学外者から大学の運営への助言及び企画等の提案をいただき大学の発展に資するため、学外有識者と本学役員、学部長及び事務部長による「宇都宮大学懇話会」を設置し、10月、11月の2回実施した。</p>
<p>【104】</p> <p>外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費の節減や現況資源の有効利用を進め、健全な財務体質の維持を図る。</p>	<p>【104】</p> <p>昨年度に引き続き、外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費の節減や現況資源の有効利用を進め、健全な財務体質の維持を図る。</p>		<p>16年度に引き続き、課外活動共用施設建設事業資金の募金活動を行い、教職員、同窓生、保護者等から募金件数約3,600件、総額約4,350万円の寄附金を受け入れた。</p> <p>学生から要望のあった飲料水の自販機を課外活動共用施設等に新たに2台設置した。その際、設置者から申し出のあった奨学寄附金の厚志を当該課外活動共用施設の維持費など教育環境整備のほか、留学生支援等に充当することとした。</p> <p>16年度に策定した「物件費の節減合理化基本方針」に基づく経費節減方策を着実に実施するため、学長通知により全学周知するとともに、節</p>	

		<p>電の必要な箇所に節電シールを貼付するなど学内の意識付けを図った。</p> <p>また、経費節減の取組の一部として、旅費の日当・宿泊料の見直し、宿舍等維持管理費等の見直しのほか、演習林職員による林道直営整備を行い、約51,000千円相当の節減効果を得た。</p> <p>職員宿舍の入居状況を勘案し、一部を学生寮に用途変更し、留学生宿舍不足の一助とするとともに、同変更に伴い固定資産税の節減がなされるなど財政の健全化にも資した。</p> <p>このほか、外部資金の積極的導入の推進に向け、科学研究費補助金説明会を開催した。</p>	
<p>機動的・効率的な全学的意思決定と運営を可能とする組織体制の確立</p> <p>【105】 学長のリーダーシップのもと、役員組織の企画立案機能を強化する。役員組織と事務部門との連結を強化するために運営連絡会を設置し、機動的な執行体制を整える。また、役員組織と各学部長等との連絡調整を密にするために企画調整会議を設置し、学内合意形成の円滑化に資する。</p>	<p>機動的・効率的な全学的意思決定と運営を可能とする組織体制の確立</p> <p>【105】 学長のリーダーシップのもと、役員組織の企画立案機能を強化を引き続き図る。運営連絡会を通じて、役員組織と事務部門を含め相互の連結を強化し、より機動的な業務執行とその周知を図る。また、役員組織と各学部長等との連絡調整を一層密にするため、企画調整会議において学内合意形成の円滑化を進める。</p>	<p>機動的・効率的な全学的意思決定と運営を可能とする組織体制の確立</p> <p>学長室と総務課の業務の見直しを行い、10月1日付けで担当業務を明確にした。</p> <p>運営連絡会を原則週1回 計46回開催し、役員組織と事務部門の課題の共有化と課題解決に向けた意見調整を行った。また、協議内容についてホームページに掲載し、学内周知を図った。</p> <p>定例の企画調整会議を原則月1回開催した他、緊急を要する事項を審議するために臨時的企画調整会議を5回、計16回開催し、学内の各種審議機関における事項及び大学としての施策に関する事項について、学内部局と調整を図った。また、審議内容についてホームページに掲載し、学内周知を図った。</p>	
<p>【106】 各種委員会のさらなる整理再編を進め、機能的かつ透明性の高い運用に努める。</p>	<p>【106-1】 各種委員会の自己点検を積極的に進め、引き続き柔軟で機能的かつ透明性の高い運用に努める。</p> <p>-----</p> <p>【106-2】 各種委員会の見直しを行い、委員会の整理再編を図るとともに、必要に応じてワーキンググループやプロジェクト方式への移行を進める。</p> <p>-----</p> <p>【106-3】 各教職員への情報の伝達手段の見直しを行い、情報伝達の適確化・迅速化を図る。</p>	<p>全学委員会を見直し、運営の改善に資するため、点検・評価会議において各委員会に点検・評価アンケートを実施するほか、学長特別補佐の下にワーキンググループを設置し、18年度から全学委員会の縮減を図ることとした。</p> <p>-----</p> <p>全学委員会の効率化のために、学長特別補佐をチーフとしたワーキンググループで検討し、18年4月から24の全学委員会を15の委員会への統合を実施することとし、会議運営の原則を確立した。</p> <p>-----</p> <p>学内ホームページに、各種委員会等の議事録を掲載し、教職員への周知を図った。また、学長選考に係る学内周知及び教職員に対する注意喚起等については、全教職員にメールを送信し、情報伝達の適格化・迅速化を図った。</p>	
<p>大学運営に対する学内構成員の参画・関与を確保するための方策</p> <p>【107】 学内合意形成の基盤として、学部間の円滑な意思疎通、全学的視野の共有を図るため、大学運営に関する情報交流を促進する。その一環として、学長・担当理事（副学長）と学生を含む学内構成員との直接交流の</p>	<p>大学運営に対する学内構成員の参画・関与を確保するための方策</p> <p>【107】 学内合意形成の基盤として、学部間の円滑な意思疎通、全学的視野の共有を図るため、大学運営に関する情報交流を促進する。その一環として、平成16年度に実施した事務系・技術系職員との職階別懇談会等を</p>	<p>大学運営に対する学内構成員の参画・関与を確保するための方策</p> <p>各学部学生と「学長が学生と語る会」（11月）を催すとともに、事務系職員との階層別懇談会（4回）を1月に、技術系職員との懇談会を3月に開催したほか、新たに教員との階層別懇談会（3回）を2月に実施し、教職員との情報交流・意思疎通を図った。</p>	

<p>機会を増加させる。</p>	<p>継続的に実施するだけでなく、新たに教員の階層別懇談会を実施する。また、学生との直接交流の機会を継続して設ける。</p>		
<p>【108】 教員の大学運営業務に対する貢献を適切に評価することによって、大学運営への積極的参画を促すとともに、事務職員の各種委員会への参画を図る。</p>	<p>【108】 教員の大学運営業務への積極的な参画を促すため、その貢献を適切に評価するシステムを引き続き検討する。また、事務職員の各種委員会への参画を継続する。</p>	<p>「大学評価規程」、「教員評価指針」、「教員評価実施要領」、「教員評価委員会規程」を制定した。18年度に教員評価の試行を行うこととした。 18年度から全学委員会委員にかかる期末勤勉手当の一律加算措置を廃止し、その業績に応じて勤勉手当の成績率に反映させる仕組みに改めた。</p>	
<p>透明性の確保及びアカウンタビリティの向上に関する方策 【109】 広報体制を強化するとともに、迅速な情報公開を進める。</p>	<p>透明性の確保及びアカウンタビリティの向上に関する方策 【109-1】 大学情報基盤構築計画に沿って、インターネット・ウェブサイト及び各種メディアへの情報提供を、合理的かつ迅速に行うためのシステムの構築に着手する。</p>	<p>透明性の確保及びアカウンタビリティの向上に関する方策 インターネット・ウェブサイト及び各種メディアへの情報提供については、広報委員会においてホームページの更新を含めて維持管理体制を見直し、ホームページの改善を行った。</p>	
	<p>【109-2】 学内外への広報機能を充実させるため、広報体制の強化と、学生の広報活動への参画を推進する。</p>	<p>広報戦略実施計画で引き続き学生・教職員の参画を得て広報活動を行っており、ホームページの見直しについても学生の参画を得た。</p>	
	<p>【109-3】 収集情報の集約化とアクセス権の確立・認証システムの確立を行い、学内外に対する情報の安全性に関する責任体制の確立を行う。</p>	<p>教員の基礎情報を集積するとともに、総合情報処理センターの機器更新により、情報の安全な利活用を図るための全学的な認証システムが構築されたことから、対外通信の安全を確保するための管理を情報委員会に一元化し、対外通信の設定手続きの制度化を図った。</p>	
<p>点検・評価体制と合理的資源配分に関する方策 【110】 学長のもと、点検・評価会議において、学内諸活動に関する厳正な点検・評価を継続的に実施する。</p>	<p>点検・評価体制と合理的資源配分に関する方策 【110】 点検・評価会議において、合理的資源配分の観点で、学内諸活動における点検・評価を進める。</p>	<p>点検・評価体制と合理的資源配分に関する方策 16年度の試行を経て、17年度予算執行に伴うアウトプット指標を設定するとともに、18年度の予算策定に活用した。 なお、アウトプット指標に対する成果（効果）をアウトカム成果としてまとめ、17年度決算及び学内諸活動における点検・評価に活用することとした。</p>	
<p>【111】 点検・評価結果を各分野の改善につなげるため、各分野に関連する委員会各組織において、点検・評価結果に基づく改善策の検討を進め、実施する。</p>	<p>【111】 各種委員会等の点検・評価を行い、機能的な運用に努める。</p>	<p>全学委員会を見直し、運営の改善に資するため、点検・評価会議において各委員会に点検・評価アンケートを実施するほか、学長特別補佐の下にワーキンググループを設置し、18年度から全学委員会の縮減を図ることとした。</p>	
<p>【112】 点検・評価の結果と社会のニーズの的確な把握に基づき、人材・予算</p>	<p>【112】 点検・評価の結果と社会のニーズの的確な把握に基づき、人材・予算</p>	<p>キャリア教育体制の充実及び産学官連携等の積極的推進に資するため、16年度に任期付教員を全学流動定員から2名採用し、学生のキャリアマインドの育成、共同研究の支援・促進等において成果をあげてきてい</p>	

<p>の重点配分を実行する。</p>	<p>の重点配分を引き続き実行する。</p>	<p>る。 また、社会のニーズにマッチした教育研究に重点配分できるよう、新たに「大学コンソーシアム支援経費」及び「学内共通環境整備等経費」を措置するとともに、「重点推進研究経費」及び「教育改革・改善支援経費」を拡充した。 併せて、メリハリのきいた予算配分を行うため、配分基準単価及び一般設備費を見直すとともに、多様な財源を確保・活用する観点から、課外活動建物整備費の一部については、寄附金を募り賄った。</p>	
<p>学部長を中心とした機動的・戦略的な学部運営に関する具体的方策【113】 各学部における教育・研究・運営等の基本方針の策定に関わる教授会の役割に配慮しながら、学部長補佐体制を強化し、学部運営の機動性を高める。</p>	<p>学部長を中心とした機動的・戦略的な学部運営に関する具体的方策【113】 各学部における教育・研究・運営等の基本方針の策定に関わる教授会の役割に配慮しながら、学部長補佐体制を強化し、学部運営の機動性を高める。</p>	<p>学部長を中心とした機動的・戦略的な学部運営に関する具体的方策 工学部及び農学部では、学部長補佐を設置し企画立案機能を強化しており、教育学部にあつては18年度から学部長補佐を設置することとしている。少人数の国際学部では、学部長補佐体制の代替として学部・研究科運営会議を設け効率的な運営を実施している。</p>	
<p>【114】 法人化に向けた組織変革が意図どおりに機能するか、継続的な点検を実施し、必要に応じて再編・改良を行う。</p>	<p>【114】 各学部において中期計画に向けた組織変革が意図どおりに機能しているか、引き続き点検を実施する。</p>	<p>各学部では、点検・評価委員会を中心に中期計画の実施・改善方策について点検を行っている。</p>	
		<p>ウェイト小計</p>	

**業務運営の改善及び効率化**  
**2 教育研究組織の見直しに関する目標**

中期目標	<p>本学の基本的な目標を達成するにふさわしい教育研究組織の在り方を継続的に見直す。センター等を中心に組織の見直しを進め、学部・研究科の教育研究の推進の観点及び広く社会との連携を重視し、本学の特色あるセンターの整備充実を順次計画的に進める。</p>
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
<p><b>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</b>                      【115】                      学長のリーダーシップのもとに、役員と各学部長等との連絡調整を密にしながら、教育研究組織の見直しを進める。</p>	<p><b>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</b>                      【115】                      学長のリーダーシップのもとに、役員と各学部長等との連絡調整を密にしながら、教育研究組織の見直しを進める。</p>		<p><b>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</b>                      学内措置によりキャリア教育センターを6月に設置した。「産学官連携・知的財産本部」を18年4月に設置することを決定した。また、大学教育開発センター（仮称）については、18年度に立ち上げる構想を決定し、今後、実施体制の構築を目指して検討を進めることとした。</p>	
<p>【116】                      本学をとりまく社会環境並びに時代の要請に配慮しながら、教育、研究及び社会貢献に関する本学の基本的な目標を達成するにふさわしい教育研究組織の在り方を継続的に見直し、必要に応じて柔軟に編成する。</p>	<p>【116-1】                      人的資源の有効な活用と教育、研究及び社会貢献の一層の充実を図るため、学部・研究科を越えた研究組織と教育組織のあり方を検討する。</p>		<p>茨城大学、群馬大学、埼玉大学と大学院の教育研究に関する連携を進める調印を行い、運営の円滑化を図るために4大学大学院教育連携協議会を設置した。</p>	
	<p>【116-2】                      本学の教育・研究上の特徴を出しながら、且つ社会の要請に応えるため、国際学研究科、教育学研究科、工学研究科及び農学研究科の再編を含め新研究科又は新専攻の設置の可能性を検討する。</p>		<p>国際学研究科では、社会の要請に応えるべく大学院の再編を進め、博士後期課程（国際学研究専攻）の設置に向けた検討を進めている。                      茨城大学、群馬大学、埼玉大学と大学院の教育研究に関する連携を進める調印を行い、運営の円滑化を図るために4大学大学院教育連携協議会を設置した。</p>	
<p>【117】                      高等教育及び生涯教育の基本的な課題について研究し、その研究成果を踏まえて、具体的な諸施策を企画・運営する上で、指導的役割を果たすための組織として、生涯学習教育</p>	<p>【117-1】                      キャリア教育の充実のために、キャリア教育センター（仮称）の設置について、教育企画会議及び就職支援委員会において検討する。</p>		<p>教育企画会議において審議し、キャリア教育センターを学内組織として設置した。</p>	

<p>研究センターを整備改組して、総合教育研究開発センター（仮称）を設置する。</p>	<p>【1117-2】 社会や時代の新しい要請に応えられるように、生涯学習教育研究センターの機能の向上を図り、社会人の生涯教育、学内教養教育（共通教育）への貢献度を高めることができるように、教育学部、国際学部と協力して、総合教育研究開発センター（仮称）への方策の検討を進める。</p>	<p>大学教育開発センター（仮称）を18年度から立ち上げる構想を決定した。今後、実施体制の構築を目指して検討を進める。</p>	
<p>【1118】 本学における情報基盤の整備・運営と情報基盤技術研究の高度化を図り、全学情報処理教育・研修において指導的役割を果たし、地域の情報基盤拠点としての機能を担うために、総合情報処理センターを整備改組して、総合情報メディア基盤センター（仮称）を設置する。また、学内の学術情報の収集・蓄積・流通を高度化するために、本学附属図書館と総合情報メディア基盤センター（仮称）が連携した学術情報メディア運営機構（仮称）を設置する。</p>	<p>【1118-1】 総合情報処理センターのメディア基盤センター（仮称）への改組及び附属図書館とメディア基盤センター（仮称）が連携した学術情報メディア機構（仮称）の設置について検討する。</p> <p>-----</p> <p>【1118-2】 附属図書館と総合情報処理センターの連携のもとに、学内外学術情報等の集約化へ必要な教育研究システムの確立へ向けて一層の推進を図る。</p>	<p>学術情報メディア機構（仮称）の設置に向けて、総合情報処理センターを改組した総合メディア基盤センター（案）を策定した。</p> <p>18年3月15日から稼働の情報基盤システムにおいて、全学的な認証システムを導入するとともに、図書館システムに電子資料サーバを置き、電子資料の拡充に備えた。</p>	
<p>【1119】 本学の国際交流活動において3つの柱になる、学生の国際交流、教育研究の国際交流及び国際協力プロジェクトへの参画を総合的かつ効果的に推進するために、留学生センターを整備改組して、国際交流センター（仮称）の設置に努める。</p>	<p>【1119】 留学生センターの機能を拡充し、国際交流の推進に貢献できるように、国際交流センター（仮称）への転換を検討する。</p>	<p>国際交流センター（仮称）の設置に向けて、17年度から留学生センター会議及び留学生センター運営委員会で、転換に向けて検討を開始した。また、他大学の国際交流センター（国際センター）の実情について、3月上旬に3大学を調査し、報告書をまとめた。</p>	
<p>【1120】 21世紀のバイオテクノロジーを担う人材を育成し、遺伝子資源の標本の収集、遺伝子関連の研究及び啓蒙活動を一層推進するために、遺伝子実験施設、RI実験室、動物実験室及び環境調節実験棟をバイオサイエンス教育研究センター（仮称）として統合・整備する。</p>	<p>【1120】 遺伝子実験施設は農学部等と協力し、バイオサイエンス教育研究センター（仮称）への検討を進める。</p>	<p>遺伝子実験施設運営委員会において、「バイオサイエンス教育研究センター（仮称）」の設置及び「バイオクラスター」について検討を開始した。また、農学部の「研究開発企画委員会」においても「バイオサイエンス教育研究センター（仮称）」の設置を検討した。</p>	
<p>【1121】 産学官共同研究開発の一層の推進、地域連携の強化、起業化促進、ベンチャーマインドをもった人材の育成、知的財産の創出と確保及び管理運営</p>	<p>【1121】 地域共生研究開発センター設置に伴い、産学官共同研究開発の一層の推進、地域連携の強化、起業化促進、ベンチャーマインドをもった人材の</p>	<p>18年4月に「産学官連携・知的財産本部」を設置することとし、産学官共同研究開発の一層の推進、地域との連携を強化するとともに、本学の研究成果の起業化を促進、ベンチャーマインドをもった人材の育成、知的財産の創出と確保、及び管理運営の強化等のスタートを図ることができた。</p>	

<p>の強化等を図るために、機器分析センター、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーと地域共同研究センターを統合して地域創造開発研究センター（仮称）として再編する。</p>	<p>育成、知的財産の創出と確保及び管理運営の強化等を図る。</p>		
<p>【122】 社会や時代の新しい要請に応えられるように、野生植物科学研究センターの研究組織と機能の充実を図る。</p>	<p>【122】 野生植物科学研究センターを国内外の研究者等に開放するとともに、農学部等と協力し、国際貢献、地域貢献の拠点となるように全国共同利用化を含め研究組織と機能の見直しを進める。</p>	<p>法人化前に時限施設として設置された「野生植物科学研究センター」は、法人化後は時限を付していないが、見直しを行うこととし、自己点検を実施した。その結果、同センターが国際貢献、地域貢献の拠点となることを目指し改組することとした。</p>	
<p>【123】 農学研究科における博士課程は、計画期間中も引き続き東京農工大学大学院連合農学研究科を構成するが、その後の将来計画については、計画期間中に検討する。</p>	<p>【123】 農学研究科（博士課程）は、東京農工大学大学院連合農学研究科を維持し、実践的な高度専門職業人及び研究者を育成する。なお、次期中期計画期間中における各大学間の連携のあり方について、ワーキンググループを立ち上げて検討を行う。</p>	<p>連合農学研究科3大学の新しい高付加価値連携を図るため、3大学連携ワーキングを立ち上げ「教育・研究における3大学の共同戦略」の提案とその実行のための検討を行い、連携の具体的な実施事業（サマースクールの共同開催、合同シンポジウムの開催など）が答申された。なお、次期中期計画期間中における連合農学研究科のあり方や将来計画については、18年度以降にワーキンググループを立ち上げて検討を行うこととしている。</p>	
		<p>ウェイト小計</p>	

業務運営の改善及び効率化  
3 人事の適正化に関する目標

中期目標	<p><b>戦略的な人的資源の活用に関する基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全学的視点に立った人事の運用を目指す。</li> </ul> <p><b>人事評価のシステムの整備・活用に関する基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の選考の基本指針，個人評価指針に基づき，適切な人的資源の活用を図る。</li> </ul> <p><b>柔軟で多様な人事制度の構築に関する基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非公務員型の自由度を生かした柔軟な人事システムを構築し，多様な業務に即応できる効率的・効果的な人材配置を行う。</li> </ul> <p><b>事務職員等の採用・養成に関する基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務職員等については，広く多様な人材を確保し，職種に応じた適切な研修を行い，適正な配置に努める。</li> </ul> <p><b>総人件費改革の実行計画に関する基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ，人件費削減の取組を行う。</li> </ul>
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由(計画の実施状況等)	ウェイト
<p><b>3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>戦略的な人的資源の活用に関する具体的方策</p> <p>【124】 学長のもとに人事に関する検討組織を設置し，人員及び人件費を中長期的に管理する方針を検討する。</p>	<p><b>3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>戦略的な人的資源の活用に関する具体的方策</p> <p>【124】 学長のもとに人事(人員及び人件費)に関する検討組織(プロジェクト)を置き，全学的かつ中長期的に管理する基本方針案を策定する。</p>		<p><b>3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>戦略的な人的資源の活用に関する具体的方策</p> <p>学長の指示の下，人件費管理等の基本となるべき事項について検討する検討会を設置した。中期的な人件費に係る財務改善方策について，基本的考え方や検討の視点を取りまとめた。</p> <p>18年度においては，この報告に基づく具体的方策について更に検討し，実施可能なものから具現化していくこととした。</p>	
<p>【125】 教員人事を円滑で適正に進めるため，人事調整会議を置き，任用計画，採用，昇任，人事評価の基本方針について検討を進める。</p>	<p>【125】 人事調整会議において，教員に関する任用計画，採用，昇任の基本方針に則った適正な教員人事を進める。</p>		<p>「第1期中期目標・中期計画期間における教員にかかる基準定員の運用に関する基本方針」及び「教員ポストの考え方」を定め，これに則った適正な教員人事を実現した。</p>	
<p>【126】 教育研究面における個性化を推進するために，教育研究プロジェクトごとに適切な教員を配置し，組織の柔軟性及び教員の流動性を高める。</p>	<p>【126】 18年度以降実施のため，17年度は年度計画なし</p>			
<p>人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策</p>	<p>人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策</p>		<p>人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策</p> <p>20年度に大学評価・学位授与機構の認証評価(大学情報デ・タベ-</p>	

【127】 教員の評価指針・実施規則等を整備し、教員の評価を職種に応じて一定の年限ごとに行う評価システムを確立して教育研究の質の改善と活性化に努める。	【127】 点検・評価会議において、教員の評価システムの素案を策定する。	スの作成)に向けた評価システムを構築するため、「大学評価規程」、「教員評価指針」、「教員実施要領」、「教員評価委員会規程」を制定し、18年度に教員評価の試行を行うこととした。		
【128】 教員の教育研究及び運営等の活動業績が昇任等の処遇に適切に反映する人事評価制度を計画期間内に構築し、実施する。	【128】 教員の評価システムの素案に合わせ、人事評価のあり方を検討する。	教員評価指針及びその指針に基づく教員評価実施要領を制定し、組織等が行う教員評価の対象領域として「教育」、「研究」、「組織運営」、「社会貢献」の4つの領域を設定した。なお、これらの活動成果の給与等への反映の仕組みについては、企画調整会議において検討することとした。		
【129】 職員の適切な個人評価システムを検討し、資質や実績に応じた効果的な配置に努める。	【129】 人事制度検討プロジェクトにおいて、事務職員等の個人評価システムの構築に向け、引き続き検討する。	職員からの意見等を十分反映しつつ、本学独自の事務職員等勤務評価規程及び平成18年度実施要領を制定した。また、新評価制度への移行に先立ち、課長補佐相当職以上を対象とした評価者研修会を9月に実施した。新たな勤務評価制度は、18年7月から6か月間を試行期間とし、19年1月から本格実施することとしている。		
柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策 【130】 教職員の变形労働制、裁量労働制等を検討する委員会を設置し、実施状況等を点検・評価し、必要に応じて見直す。	柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策 【130】 人事制度検討プロジェクトにおいて、裁量労働制等の導入について引き続き検討する。	柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策 各部署における通年業務の繁忙状況についての実態把握を行った。 18年度においては、更に「労働時間に関するアンケート調査」を実施し、詳細を把握したうえで变形労働制など多様な労働時間制の導入を図ることとしている。		
【131】 社会の第一線で活躍している人材及び大学教職員の退職者を教育研究及び社会貢献等に活用できる柔軟な人材登用制度を新たに構築し、社会の人材を積極的に活用する。	【131】 社会の第一線で活躍している人材及び大学教職員の退職者を教育研究及び社会貢献等に活用できる柔軟な人材登用を行い、社会の人材を積極的に活用する。	16年度に引き続き17年度後期から業務委託契約方式による冠講座を開設するほか、自らの知識、経験等を本学の運営等諸活動に活用していただく本学退職者を対象とした「宇都宮大学支援人材バンク」を10月に設置した。18年3月までに12名の登録者を得て、18年度より本格的活動を開始することとしている。		
【132】 産学官連携の推進や地域社会への貢献等に資する観点から、規程等を整備し、大学運営に支障のない範囲において、教職員の兼職を広く認める。	【132】 教職員の兼業実態を十分調査分析し、兼職の導入による効果について引き続き検討する。	兼業従事時間について、16年度に実施した実態調査の結果及び責務相反への対応の観点から「利益相反ポリシー検討ワーキンググループ」において検討した。土・日、祝祭日及び勤務時間外は兼業従事時間の上限時間に算入しないなどを明確にルール化したほか、従来から長期にわたり、非常勤講師を行っている機関に対しては、当該機関の諸事情を勘案し、計画的に兼業従事時間数の減少を図っていくこととした。		
【133】 教員選考の基本指針及び教員の選考基準の規程に基づき、教員選考に関しては、原則公募制を一層推進する。	【133】 教員選考の基本指針及び教員の選考基準の規程に基づき、教員選考に関して、原則公募制を維持する。	人事調整会議において、教員の選考を進める際には、公募による採用を基本原則としたうえで、全学的な視点からの検討及び手続き等の確認を行っている。17年度は、8名の教員をすべて公募により採用した。		
【134】 教員の資質向上及び教育研究の活	【134-1】 教員の資質向上及び教育研究の活	任期法により採用した教員の任期満了に伴い、新たに任期法による教員を3名採用した。		

<p>性を目的として、任期制及び有期労働契約制度の効果的な活用を図る。</p>	<p>性を目的として、任期制及び有期労働契約制度の効果的な活用を引き続き図る。</p> <p>【134-2】 有期労働契約の実績及び「大学教員の任期に関する法律」に基づく任期付教員の実態を点検し、教員の資質向上に向けた任期制のあり方を検討する。</p>	<p>任期法により採用した教員の任期満了に伴い、新たに任期法による教員を3名採用するとともに、任期法及び有期労働契約制度により採用された者の資質向上が重要なことから、その具体的方策について、企画調整会議において検討することとした。</p>		
<p>【135】 男女共同参画社会基本法に配慮して職場環境を整備し、計画期間中に女性教員の増加に努める。</p>	<p>【135】 男女共同参画社会基本法に配慮して職場環境の充実に努める。</p>	<p>職場と家庭の両立支援の観点から「宇都宮大学次世代育成支援行動計画」を策定し、その目標の一つとして掲げた「ノー残業デーの設定」については、7月から全ての部署において週に1回以上実施している。 社会福祉法人峰陽会が18年3月に設立されたことに伴い、同法人営「宇都宮大学まなびの森保育園」の本学峰キャンパス内誘致に向け、土地の無償貸借契約を締結するとともに具体的な協議に入った。 これに伴い、幼児を有する地域住民及び教職員の保育ニーズに資するとともに、男女共同参画の推進等にも資することとした。</p>		
<p>【136】 すぐれた教員を確保するために、外国からも応募しやすい環境を整え、外国への公募を強化し、教育研究面での国際化に対応した外国人教員の増加に努める。</p>	<p>【136】 外国からも応募しやすい環境を整備するとともに、外国への公募を強化し、教育研究面での国際化に対応した外国人教員の採用に努める。</p>	<p>各学部において、本学ホームページ及び独立行政法人科学技術振興機構の研究者人材データベース(JREC-IN)等により公募を行い、国際学部では英文での公募も実施した。全学においては、「英文ホームページの更新・充実」の進捗状況を踏まえ、18年度から採用情報の英文掲載に向けたルール等の検討に着手することとした。</p>		
<p>事務職員等の採用・養成に関する具体的方策 【137】 事務職員等の採用に当たっては、広く人材を募集し、職種に応じ、柔軟かつ公正な採用方針により、有能な人材の確保に努める。また、実践的研修、専門的研修を計画的に実施し、資質や専門性の向上を図る。</p>	<p>事務職員等の採用・養成に関する具体的方策 【137】 事務職員等の採用に当たっては、広く人材を募集し、職種に応じ、柔軟かつ公正な採用方針により、有能な人材の確保に引き続き努める。また、事務職員等の養成について、新たに「人材育成に関するビジョン」を策定し、資質や専門性の向上に向けた積極的な取り組みを行う。</p>	<p>事務職員等の採用・養成に関する具体的方策 専門的かつ多様な人材を確保する観点から、法人職員採用試験では推し量ることが困難な専門的な知識・経験を有した者を募集し、本学の非常勤職員であった者2名を任期付きで採用した。5月には「事務職員人材育成ビジョン」を策定・公表し、ビジョンに掲げた諸提言の具現化に取り組んだ。特に研修においては、職員の自発的な能力開発を広く促す観点から、非常勤職員を含めた受講対象者の拡大などの工夫を講じた。</p>		
<p>総人件費改革の実行計画に関する具体的方策 【138】 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。</p>	<p>【138】 18年度から実施のため、17年度は年度計画なし</p>			
		<p>ウェイト小計</p>		

**業務運営の改善及び効率化**  
**4 事務等の効率化・合理化に関する目標**

中期目標	新しい大学運営の在り方にふさわしい事務組織体制を構築する。 新たな業務に対応した適切な人的、物的配置によって、事務業務の効率化を図る。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
<b>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</b> 【139】 業務の効率化を図るため事務組織における業務内容、勤務体制等の状況を把握し、大学運営の進展に応じ、より機能的な組織になるよう見直しを図る。	<b>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</b> 【139-1】 外部委託や非常勤職員のあり方などを含め、業務処理内容の調査分析を引き続き実施し、より機能的な組織になるよう見直しを図る。		<b>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</b> 人的資源の有効活用の観点から、非常勤職員について、その自発的な能力開発を促すために、研修への参加の機会を新たに設けた。 電話料の予算差引について、教員個々の予算差引方法を取り止め、過去の使用実績比による学部別按分負担とする方法に変更して業務の簡素合理化を図った。 宿舍退去時の原状回復費は、入居年数等に応じ算出する方法とし、宿舍業務の簡素化及び宿舍の維持管理経費の確保を図った。 会計監査人以外の監査法人に財務会計業務の分析評価を委託し、その指導、助言等に基づき、18年度に業務の改善を行うこととし、先ず18年度初から内部統制の維持に配慮しつつ決裁手順の簡素化等を図ることとした。 駐車料金の現金収納事務及び大学会館管理業務を大学生協に委託し、業務の効率化・合理化を図る準備を整えた。さらに、職員からの業務改善提案を取りまとめ、可能なものから順次実施に移すこととした。	
	【139-2】 大学運営の効率化を図るための組織として、「学長室（仮称）」及び「学術研究部（仮称）」を設置するとともに、事務組織の合理化を図る。		学長室及び学術研究部を17年4月に新設し、体制の充実強化を図るとともに事務組織の合理化については事務連絡協議会のもと、各部において課題と改善方策を検討し、事務組織の改組とチーム制試行要領をとりまとめた。さらに、経費節減等に関する検討プロジェクトチームを中心として業務改善に関する提案をまとめ、事務組織の合理化を図った。	
【140】 部局間にわたる新たな課題に対応するため、各部局間の連携を重視し、適宜、対応するチームを編成するなど、体制を整備する。	【140】 各部局間の連携を重視し、適宜、対応するチームを編成するなど、部局間にわたる新たな課題に対応する。		各部においてチーム制（試行）を策定し、事務の効率化を図るとともに各部間にわたる課題への対応として、例えば、課外活動共用施設建設事業資金募金活動においては各部が柔軟に連携し、広報活動では広報戦略実施チームとして、関係部の職員と教員・学生が協力し、更に情報化の推進に当たっては情報基盤構築プロジェクトチームとして総務部、学術研究部、学務部の職員及び教員がチームを編成するなどして、新たな	

		課題に臨機に対応した。	
【141】 職員個々の適性・専門性の向上を図る観点から、各種研修、部門間の異動及び他機関との交流等を適切に行い、よりの確な人材育成に努める。	【141】 職員個々の適正・専門性の向上を図る観点から、部門間の異動及び他機関との交流等を適切に行う。	人事の基礎の一つとして、従来の「身上調書」に替え、新たに本人の人事に関する意向、意見等を記載項目に設定した「自己申告書」を作成、提出させることにより、職員個々の適性、専門性、意向等を踏まえ、きめ細かな人事異動を実現した。	
【142】 業務の一層の効率化を図る観点から、外部委託の見直しも含め、その導入計画を策定し、順次実施する。	【142-1】 旅費計算事務等の簡素合理化を図るとともに、給与計算システム等の外部委託化について検討する。	財務会計システムのサブシステム（「旅費システム」）を導入し、旅行命令簿の作成を発生源入力方式に変更し、旅費計算事務の簡素化を図った。 人事業務及び給与業務の簡素合理化、人的資源・人件費の適正な管理を目的として、給与等の制度改正、組織改編にも柔軟に対応可能な人事・給与一体型システムを導入し、18年度中の運用開始に向けた作業に着手した。なお、費用対効果の観点から外部委託は行わないこととした。	
	【142-2】 財務会計システムの見直しによる省力化に向けたシステムの検討に着手する。	財務会計システムのサブシステム（「旅費システム」）を導入し、旅行命令簿の作成を発生源入力方式に変更し、旅費計算事務の簡素化を図った。 また、業務改善に資するため、次のとおり財務会計システムの諸機能の改善を図った。 *発生源予算科目一覧表 CSV ダウンロード機能 *購入依頼入力予算目的（執行）セット機能 *合計残高試算表複数様式対応機能 *購入依頼入力一括作成機能 等	
		ウェイト小計	
		ウェイト総計	

## 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項

## 1. 運営体制の改善強化

## (1) 機動的・効率的な運営組織体制

学外者から大学の運営への助言及び企画等の提案をいただき大学の発展に資するため、学外有識者と本学役員、学部長及び事務部長による「宇都宮大学懇話会」を設置し、2回実施した。役員組織と事務部門の課題共有化と課題解決に向け、運営連絡会を原則週1回、計46回開催し、意見調整を行った。定例の企画調整会議を原則月1回開催した他、緊急を要する事項を審議するために臨時的企画調整会議を5回、計16回開催した。

## (2) 全学委員会の整理・統合

全学委員会の効率化のためのワーキングを開催し、18年4月から24の全学委員会を15の委員会への統廃合を実施することにし、会議運営の原則を確立した。

## (3) 監事監査の充実

17年4月に監査室を設置し、監事（非常勤2名）の活動をサポートする監査室長及び補助職員（2名）を任命し、監事監査の体制整備を図った。

## 2. 教育研究組織の見直し

## (1) キャリア教育センターの設置

キャリア教育の充実のために、学内組織としてキャリア教育センターを6月に設置した。16年度に採用したキャリア教育担当専任教授を中心に、新たに配置したキャリアアドバイザーとともに、キャリア教育専門委員会が協力してキャリア教育を推進することにした。

## (2) 4大学大学院による教育研究の連携

茨城大学、群馬大学、埼玉大学と大学院の教育研究に関する連携を進める調印を行い、運営の円滑化を図るために4大学大学院教育連携協議会を設置した。連携の趣旨は、大学院教育の実質化を図り、研究連携及び産学官連携を一層促進し、学位の国際通用性の向上及び大学院教育の国際化を図ることである。そのために、各教員の学位審査への大学を越えての参加、教育研究体制への教員の相互派遣、共同研究の一層の推進、そして産学官連携体制の一層の強化を図ることにした、などである。

## (3) 産学官連携・知的財産本部の設置

知的財産創出、管理、活用の促進を大学として重点的に取り組むため、「知的財産センター」を設置し、当該センターと「地域共生研究開発センター」との連携を強化して、現在の知的財産室の改組を図り、18年度当初に「産学官連携・知的財産本部」を設置することにした。

## (4) 学内共同教育研究施設の見直し

法人化前に、時限施設として設置された「野生植物科学研究センター」については法人化後は時限を付していないが、見直しを行うことにし、自己点検を実施、同センターを国際貢献、地域貢献の拠点を目指し改組することにした。

また、遺伝子実験施設が中心となり、「バイオサイエンス教育研究センター」の設置について検討を開始した。

## (5) 収容定員の確保

学士課程及び修士課程(博士前期課程を含む。)では平均で116.5%、115.2%と収容定員を上回っている。博士後期課程においては、平均72.2%の充足率であり、85%を満たしていない。

必要な充足率を満たすよう努力したが、内部からの進学を希望する学生が少なかったことと、外部からの入学者獲得が不足したのも一因と思われる。今後、外部からの入学者、特に社会人学生及び他大学の卒業生等の獲得を目指し、更に努力を重ねることとしている。

## 3. 教職員の人事の適正化

## (1) 評価システムの構築

教職員の評価システムを構築し、18年度に試行を行い、19年度から本格実施することにした。

## (2) 大学支援人材バンクの設置

大学の充実発展にとって、退職教職員による実質的な支援は益々重要となっているが、17年10月に「宇都宮大学支援人材バンク」を設置し、全学的な視点から無償で協力いただく退職教職員の登録を開始した(17年度末現在、12名登録)。今後、共同研究プロジェクトや地域連携事業等、本学が主催する各種の教育研究活動に参画いただき、大学として優れた知的資産を活用することとしている。

## (3) 保育所の誘致

地域への貢献、教職員子女の保育、男女共同参画社会の推進等を図るため、18年3月に社会福祉法人峰陽会との間に、同法人営による「宇都宮大学まなびの森保育園」を誘致することを最終的に決定し、18年度開園に向け、土地無償貸与や建物建設に必要な具体的協議を行った。

**財務内容の改善**  
**1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標**

中期目標	宇都宮大学における財務内容の改善を促すために、積極的に科学研究費補助金，共同研究，受託研究，その他の外部研究資金の導入を図るとともに，自己収入の確保に努める。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
<b>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</b> 【143】 科学研究費補助金の申請数を増加させるとともに，共同研究費，受託研究費や奨学寄付金など，民間からの外部研究資金を積極的に導入する。また，そのために必要な企画・支援体制を整備する。	<b>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</b> 【143-1】 研究企画会議及び教育企画会議が中心となり，外部研究資金その他自己収入増加のための基本的な戦略を構築する。		<b>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</b> 研究企画会議において，外部大型研究資金獲得に向けたプロジェクトの立ち上げを検討し，18年度の大型外部資金獲得に向けプロジェクトチームの組織化を促し，応募を督促した。	
	【143-2】 学内のアドバイザーによる若手教員の科学研究費補助金申請書に関する指導・助言を行い，申請件数の増加に努める。また，外部資金を積極的に導入するための支援体制を整備するため，地域共生研究開発センターのコーディネータの活用を一層推進する。		若手教員の18年度科学研究費補助金申請に当たり，研究企画会議委員がアドバイザーとして指導及び助言を行った。また，外部資金の積極的導入に向け，企業ニーズの収集促進のため，「地域共生研究開発センター」に客員教授を採用し強化した。さらに，科学技術振興調整費申請に当たり，「地域共生研究開発センター」のコーディネータを活用した。	
【144】 国，地方自治体等が公募する各種の産学官連携等による共同研究開発事業及び各種財団等の補助金制度を活用し，外部研究資金の導入を図る。そのために必要な企画・支援体制を整備する。	【144-1】 研究企画会議が中心となり，国，地方自治体等が公募する各種の産学官連携等による共同研究開発事業及び各種財団等の補助金制度を活用し，外部研究資金の導入を図るために必要な体制としてシニアコーディネータの配置を検討する。		研究企画会議において，シニア・コーディネータを18年度中に配置する方向で引き続き検討することとした。	

<p>【144-2】 各種の大型外部資金による研究を受託するために、研究プロジェクトを組織化する。</p>	<p>研究企画会議が中心となり、研究プロジェクトを組織化し、18年度 の大型外部資金に申請した。</p>		
<p>【144-3】 寄付金等外部から受け入れる研究費について、間接経費導入の推進を図る。</p>	<p>外部資金（共同研究、寄附金及び受託事業）について、10%の間接経費制度を導入した。当該経費を学内公募経費の若手教員の研究助成、重点推進研究（助成型）に追加配分することにより、外部資金獲得促進に向けて研究者のインセンティブを高める等の措置を講じた。</p>		
<p>【144-4】 財務改善に資するため、中長期的な財政基盤拡充方策について検討する。</p>	<p>人件費所要額の推計及び効率化係数影響額等を基に、「行政改革の重要方針（17.12.24閣議決定）4．総人件費改革の実行計画」を踏まえ、総人件費の抑制（21年度までに4%削減）を図ることとし、18年度については大学院調整額の見直しにより対応することを決めた。 また、中長期的財政基盤拡充方策の検討に当たり各学部教授会及び同窓会連絡協議会等において、17年度予算及び16年度決算の概要について説明会を開催し理解と協力を求めた。さらに、多様な資金を活用した学生寮の整備について成案を得たほか、本学独自の学生支援のための基金の早期創設に向けた検討を重ねた。 さらに、17年度に採択された教員養成 GP：17,479千円(17'-18'継続事業)、国際大学交流セミナー助成金（みずほ国際交流奨学財団）：2,402千円及び2005 ACCU・ユネスコ青年交流信託基金事業（（財）ユネスコ・アジア文化センター）：3,000千円は、教育研究の質の向上に資するとともに財務改善に資した。</p>		
		<p>ウェイト小計</p>	

財務内容の改善  
2 経費の抑制に関する目標

中期目標	<p>管理的経費の抑制を図る。 非常勤講師の見直しを図る。</p>
------	---------------------------------------

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
<p><b>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</b> 【145】 民間の創意工夫を参考にして、各種経費等の削減に努める。</p>	<p><b>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</b> 【145】 民間等における経費抑制方を参考にして、全学的な視点に立ち、各種経費等の削減を図る。</p>		<p><b>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</b> 私大や民間の経費抑制の取り組みを参考に、16年度に策定した「物件費の節減合理化基本方針」に基づく経費節減を全学的な取り組みとして実施した。 そのうち、全学の空調、照明等のスイッチ部分に節電シールを貼り、全学節減運動を実施した結果、栃木県主催の「省エネチャレンジ大作戦」（電気使用量削減の取り組み）において本学の取組が「佳作」に入賞した。 また、旅費の日当・宿泊料の見直し、宿舍等維持管理費等の見直しのほか、演習林職員による林道直営整備に伴い、約51,000千円相当の節減効果を得た。</p>	
<p>【146】 全学的な管理的経費の分析を踏まえて、光熱水料、消耗品費などの節減・合理化計画を平成16年度中に作成し、平成17年度から着手する。</p>	<p>【146】 光熱水料、消耗品費などの管理的経費の節減・合理化計画に基づき、全学的に経費節減を一層推進する。</p>		<p>私大や民間の経費抑制の取り組みを参考に、16年度に策定した「物件費の節減合理化基本方針」に基づく経費節減を全学的な取り組みとして実施した。 そのうち、全学の空調、照明等のスイッチ部分に節電シールを貼り、全学節減運動を実施した結果、栃木県主催の「省エネチャレンジ大作戦」（電気使用量削減の取り組み）において本学の取組が「佳作」に入賞した。 また、旅費の日当・宿泊料の見直し、宿舍等維持管理費等の見直しのほか、演習林職員による林道直営整備に伴い、約51,000千円相当の節減効果を得た。</p>	
<p>【147】 各教育課程の授業科目を精選し、非常勤講師の削減を図る。</p>	<p>【147】 各教育課程の授業科目の精選を行い、非常勤講師の削減を実施する。</p>		<p>16年度に引き続き、教務委員会において18年度非常勤講師手当額の削減を検討し、初期の目標をほぼ達成した。</p>	
			ウェイト小計	

**財務内容の改善**  
**3 資産の運用管理の改善に関する目標**

中期目標	土地の有効活用を図る。 施設の有効活用を図る。 設備の有効活用を図る。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
<b>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</b> 【148】 既存の資産については、大学全体について総合的・長期的視点から、教育研究活動に最も有効的・効率的に確保・活用が出来るよう企画・計画し、整備、維持管理に努める。	<b>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</b> 【148-1】 既存の資産については、大学全体について総合的・長期的視点から、教育研究活動に最も有効的・効率的に確保・活用ができるような検討を引き続き行い、資産の適正管理に努める。		<b>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</b> 職員宿舎の入居状況を勘案し、一部を学生寮に用途変更し、留学生宿舎不足の一助とするとともに、同変更に伴い固定資産税の節減がなされるなど財政の健全化にも資した。 学生の生活環境改善の観点から、多様な資金を活用した学生寮の整備計画案(新寮の整備及び既設寮の改修(個室化及び戸数の増等))を策定し、18年度及び19年度に整備することとし、18年度計画に反映した。	
	【148-2】 昨年度制定した「余裕資金の運用に関する内規」に基づき、一時的な余裕資金について、引き続き、安全かつ効率的な運用を行う。		金融機関の格付けや株価の水準等を参考に預入先としての安全性を考慮し、本学にとって最も金利が有利となるよう入札制度により運用を行った。 また、本学のメインバンク等と包括協定を締結し、同協定等に基づく資金運用に加えて冠講座提供企業との間における新たな資金運用も開始した。（運用状況2年もの国債1件、1年定期預金3件）	
【149】 学部・学科を越えた共同利用を促進するための長期計画を作成し、有効活用に努める。また、各種施設の地域開放をより一層推進する。	【149】 学部・学科等を越えた共同利用を促進するため、共同利用可能な備品等のリストの更新を行い、学内イントラネット上等に公開する。		共同利用の可能な設備をリストアップし、使用責任者と調整を行った。なお、利用に際しては、経費（消耗品等）を要する機器、責任者の立ち会いが必要な機器、事故が生じた場合の取扱い等が問題となることから、これらについて更に検討を行うこととした。また、地域共生研究開発センターでは、栃木県産業技術センターと測定機器相互有効利用について協議を行った。さらに、学内共同利用可能な機器については、ホームページで公開した。	
【150】 共同利用を積極的に進めるために、関連する学内共同教育研究施設の統	【150】 大学の施設・設備については、地域や民間企業等に開放しやすいよう、		本学の教育研究活動に支障が生じない限り広く開放する方針を固め、予備校等が主催する試験会場としても本学の施設・設備を貸し付け出来るよう改めた。	

<p>合を検討するとともに，利用規程等を整備し，設備の有効活用に努める。また，民間企業等による大学の施設・設備の利用についても積極的に促進する。</p>	<p>利用手続きの簡素化や広報のあり方等を引き続き検討する。</p>			
		<p>ウェイト小計</p>		
		<p>ウェイト総計</p>		

## 財務内容の改善に関する特記事項

**1. 外部研究資金その他の自己収入の増加**

外部資金（共同研究、寄附金及び受託事業）について、10%の間接経費制度を導入した。18年度にはシニア・コ-ディネ-タを配置し、外部資金獲得の強化を行うことにした。

**2. 経費抑制****(1) 管理的経費の節減計画の策定及び実施**

節電シールによる節電運動、旅費・宿舍維持費等の見直し、管理業務の外注の促進、逆に外注によらない演習林職員による林道の自前整備、職員宿舍の留学生用宿舍への一部用途替えによる固定資産税の節約など、考えられうる各種の方途により、17年度において、約51,000千円相当の管理的経費を削減した。

**(2) 非常勤講師の削減**

16年度に策定した「非常勤講師時間数の削減」の基本方針（18年度までに15年度の半減を目指すこと。）に則って、開講授業の見直し、専任教員の担当授業数の増、退職教職員を含む学外からの無償による授業提供などに取り組んだ。

**3. 資産の運用管理改善****包括協定等**

本学のメインバンク等と包括協定を締結し、同協定等に基づく資金運用に加えて冠講座提供企業との間における新たな資金運用も開始した。

**職員宿舍の一部用途変更**

職員宿舍の入居状況を勘案し、一部を学生寮に用途変更を行った。

**学生寮の整備計画案の策定**

多様な資金を活用した学生寮の整備計画案（新寮の整備及び既設寮の改修）を策定し、18年度計画に反映した。

自己点検・評価及び情報提供  
1 評価の充実に関する目標

中 期 目 標	<p>本学の諸活動全般にわたり自己点検・評価を行い、大学運営の改善に反映させる。 点検・評価組織を充実させ、大学運営の改善に反映させる。</p>
------------------	--

中期計画	年度計画	進捗 状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエ イト
<p><b>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</b> 【151】 学長のもとに点検・評価会議を置き、本学の教育研究の水準の向上と環境の改善を図るため自己点検・評価を行い、魅力的で活気に富んだ大学づくりに資する。</p>	<p><b>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</b> 【151】 点検・評価会議において、自己点検・評価システムを引き続き検討し構築する。</p>		<p><b>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</b> 20年度に大学評価・学位授与機構の認証評価（大学情報デ-タベ-スの作成）に向けた評価システムを構築するため、「大学評価規程」、「教員評価指針」、「教員評価実施要領」、「教員評価委員会規程」を制定し、18年度に教員評価の試行を行うこととした。</p>	
<p>【152】 担当理事のもとに、情報委員会を組織（再編成）し、教育・研究・社会貢献・国際交流等に関する諸活動の情報を網羅的に、かつ迅速に収集し、整理・蓄積するシステムを構築する。また、それらの情報をもとに、点検・評価会議において、厳正な点検・評価を継続的に実施する。</p>	<p>【152】 担当理事のもとに、情報委員会を再編成するとともに、教育・研究・社会貢献・国際交流等に関する教職員・学生等の学内外諸活動の情報を収集・整理・蓄積する情報共有活用システムを構築し、公開すべき情報を整理のうえ評価に供する。</p>		<p>情報委員会の再編を行った。また、教育・研究・社会貢献・国際交流等に関する教職員・学生等の学内外諸活動の情報を収集・整理・蓄積する情報共有活用システムは「大学情報基盤構築計画」として策定し、その一環として「教員基礎情報システム」を構築し、情報収集・蓄積を開始した。</p>	
<p>【153】 点検・評価に学外者の視点を組み入れるため、経営協議会の学外委員のうち若干名を、点検・評価会議の特別委員として迎える。</p>	<p>【153】 点検・評価に学外者の視点を組み入れるため、平成16年度に加えた経営協議会の学外委員1名のほか、必要に応じて学外者の意見を聞く。</p>		<p>点検・評価会議には経営協議会の外部委員1名を加え、学外者からの意見・提言を受け学内運営に活かすようにしている。</p>	
			ウェイト小計	

自己点検・評価及び情報提供  
2 情報公開等の推進に関する目標

中期目標	学内諸活動の情報を収集，整理，蓄積するシステムの構築を目指す。 教育，研究，組織運営に関する情報を積極的に社会に発信する。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
<p><b>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</b> 【154】 教育・研究・社会貢献・国際交流等に関する学内諸活動の情報を収集・整理・蓄積するシステムを構築するとともに，情報公開の原則・方針を確立する。それらに基づき，学内外の求めに応じて，公開すべき情報が速やかに公開に供せられる体制を整えとともに，社会のニーズに応じた大学の活動状況を積極的に情報発信する。</p>	<p><b>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</b> 【154】 教育・研究・社会貢献・国際交流等に関する諸活動の情報を網羅的，かつ迅速に収集し，整理・蓄積するためのシステムの構築に着手する。あわせて公開すべき事項を整理するとともに，情報公開の方針を策定し，順次公開する。</p>		<p><b>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</b> 教育・研究・社会貢献・国際交流等に関する教職員・学生等の学内外諸活動の情報を収集・整理・蓄積する情報共有活用システムの構築へ向けて，「大学情報基盤構築計画」として策定に着手した。 その一環として，教員基礎情報システムを構築するとともに，情報セキュリティ基本方針を策定した。また，情報の公開については，情報公開法，個人情報保護法との関係を整理し，情報公開の基本方針を策定した。</p>	
<p>【155】 各学部及び各附置施設等において，教育・研究・社会貢献・国際交流等に関する諸活動の実績記録を学部年報，あるいはセンター年報などとして定期的に発行する。</p>	<p>【155】 各学部及び各附置施設等における年報等に，教育・研究・社会貢献・国際交流等に関する諸活動の実績記録を取り入れる。</p>		<p>各学部等では，諸活動の実績記録を年報やホームページなどで公開している。</p>	
<p>【156】 各種委員会において，分担分野に関する毎年の活動実績記録をとりまとめ，インターネット・ウェブサイト上に掲載する。必要に応じて，適宜出版物として発行する。</p>	<p>【156】 各種委員会において，本年度の活動実績記録を取りまとめ，インターネット・ウェブサイト上に掲載する。</p>		<p>各種委員会の透明性を高めるため，全学委員会の議事要録についてインターネット・ウェブサイトで学内に公開した。併せて，全学委員会の16年度活動実績について，自己点検（1年間のまとめと課題の整理）を行った。また，17年度末に全学委員会の見直しを行い，24の全学委員会を15に統廃合することとし，併せて全学委員会の会議運営方法についても見直しを図った。</p>	

<p>【157】 教員総覧を充実し，インターネット・ウェブサイト上に掲載する。</p>	<p>【157-1】 教員総覧を見直し，インターネット・ウェブサイトを更新する。</p> <hr/> <p>【157-2】 学長・理事等による定例記者会見を行うほか，状況に応じて適宜実施する。</p>	<p>宇都宮大学教員総覧をインターネット・ウェブサイトで研究者情報検索システムとして公開し，その充実を図る観点から，17年度に構築に着手した教員基礎情報システムとの連携に配慮した見直しを行い，「社会と連携できる事柄」の項目を加えて，情報検索の改善を図った。また，地域共生研究開発センターが発行した「研究シーズ集」についてもウェブサイトに掲載するなど情報提供の充実を図った。</p> <p>定例記者会見のほか，臨時記者会見を17回実施した。また，ニュースリリースのレベルでは県政記者クラブへ37件の情報提供を行った。</p>	
		<p>ウェイト小計</p>	

## 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項

**1. 評価システムの構築（再掲）**

教職員の評価システムを構築し，18年度に試行を行い，19年度から本格実施することにした。

**2. 教員基礎情報システムの構築**

教員基礎情報システムを構築するとともに，情報セキュリティ基本方針を策定した。また，情報公開については，情報公開法，個人情報保護法との関係を整理し，情報公開の基本方針を策定した。

その他の業務運営に関する重要事項  
**1 施設設備の整備・活用等に関する目標**

中期目標	質の高い特色ある教育と研究にふさわしい機能や質的水準を備え、高度化・多様化に弾力的に対応できる施設設備の整備を推進するとともに、ゆとりと潤いがあり広く社会に開かれたキャンパス環境を創出する。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
<b>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</b> 【158】 教育内容・方法の改善，学術研究の進展等にもなつて必要とされるスペースの確保に努めるとともに教育研究の一層の高度化を図るために，施設設備の有効活用を図る一方で，教育研究にも配慮した施設設備の整備充実に努める。	<b>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</b> 【158】 環境・施設整備委員会において，資産（建物や設備，土地利用等）の有効活用に向けた基本的事項の調査検討を昨年度に引き続き行い，その方向性を提示する。		<b>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</b> 16年度に行った施設の有効活用状況調査のフィードバック調査を実施し，有効活用に向けた評価基準（案）を作成するとともに，それに基づく有効活用調査の評価結果を環境・施設整備委員会に示し，18年度の基本方針策定に向けた予備的検討を行った。	
【159】 体系的に収集された学術標本を，実証的教育・研究に活用するとともに，地域社会への多面的学術情報として提供するために施設の整備充実に努める。	【159】 学術標本の保管条件の検討に着手し，保管スペースの確保に向けた検討を行う。		資料博物館設立準備委員会において，旧図書館（大谷石造り）2棟を展示公開スペース及び整理作業スペースに充当する案を作成するなど検討の深化を図った。	
【160】 卓越した研究組織としての様々なタイプにも柔軟に対応できる，フレキシブルなスペースと快適性や安全性に配慮したレベルの高い実験室等の確保に努める。	【160】 総合研究棟の改修を進め，快適性や安全性に配慮した実験室等の確保に努める。		総合研究棟改修工事が，18年2月に完工し，3月より供用を開始した。	
【161】 国際的に開かれた教育・研究体制に対応し，また地域の国際交流の支	【161】 留学生センターの活動を支援するために，利用スペースを引き続き確		留学生センター用として，共通教育C棟4階に85㎡を引き続き確保した。	

<p>援拠点として各種のプロジェクトに配慮した施設の整備に努める。</p>	<p>保する。</p>			
<p>【162】 知的創造活動の交流拠点として、施設の充実とその開放、及びバリアフリー環境整備の推進に努める。</p>	<p>【162】 地域に開放可能な施設等の状況調査やバリアフリーの実態調査等を終了させ、環境・施設整備委員会で、それらの利用のあり方の検討を行う。</p>		<p>16年度に行った調査を基に現有施設状況の各種現況図及び利用計画案図を策定した。また、トイレの老朽改修等でバリアフリー施設性能の取り入れを先行実施し、18年度に行う安全面も併せた有効活用案の準備を整えた。</p>	
<p>【163】 快適な学生生活を送るために、キャンパスにおける様々な活動を支援する各種施設（課外活動施設、保健関連施設、居住施設、屋外環境施設等）の施設設備の充実に努める。</p>	<p>【163】 課外活動を一層促すために、昨年度完成の課外活動施設（第 期工事分）の有効利用を図るとともに、第 期工事分の早期完成及び供用に向けて努力する。</p>		<p>第 期工事分の課外活動施設については既に課外活動団体が入居し、活動を展開している。第 期工事分についても17年12月に竣工し、1月から供用を開始するなど、極めて順調に進展した。</p>	
<p>【164】 学生の視点に立った教育研究環境の適切な維持及び整備充実に努める。</p>	<p>【164】 学生の視点に立った教育研究環境のあり方について検討するとともに、施設設備等の改善に努める。</p>		<p>学生アンケートにより希望の多かったトイレの改修計画を策定するとともに、17年度は同計画に沿って2箇所のトイレ改修を実施した。併せて教務委員会で策定した教室の個別冷暖房化計画に基づき学習成果かつ環境の充実に努めた。</p>	
<p>【165】 国・地方自治体との連携、寄附及びPFI(Private Finance Initiative)等による施設整備の推進に努める。</p>	<p>【165】 寄附などにより、課外活動施設整備の 期工事促進に努める。</p>		<p>第 期棟が17年12月に完成し、18年1月から供用を開始するとともに、16年度完成の第 期棟についても、第 期棟と併せて空調設備を整備した。なお、第 期棟整備財源の一部は、教職員、同窓生、保護者等からの寄附金（募金件数約3,600件、総額約4,350万円）で賄った。</p>	
<p>【166】 屋外環境の維持・管理に関する保全計画を策定し、教職員・学生が連携してキャンパスの美観維持に努める。また、キャンパスの整備においては周辺地域の環境と共生を図る。</p>	<p>【166】 昨年度実施した実態調査に基づいて、屋外環境、美観維持のためのゾーン計画に着手する。</p>		<p>屋外環境、美観維持及び交通安全を図るため、駐輪場の整備計画（案）を策定し、18年度において整備することとした。併せて、自転車の登録制を新たに導入し、その実効性を高めることとした。 また、学内職員が中心となって、課外活動共用施設の整備に伴い利用休止となった旧講堂内の間仕切り撤去、並びに旧講堂及び職員駐車場付近の樹木剪定を行うなどキャンパス美化整備を促進した。</p>	
<p>【167】 全学的な教育研究スペースの整備状況及び利用状況に関する点検・評価の結果を踏まえ、スペース配分方法の見直しを行い、教育研究の流動化に対応した全学共同利用スペースの確保に努め、既存施設の有効活用を図る。</p>	<p>【167-1】 全学的な教育研究スペースの整備状況及び利用状況に関する点検を昨年度に引き続き行う。</p> <p>-----</p> <p>【167-2】 環境・施設整備委員会においてスペースの共有化に向けた検討を行い、その基本的事項についてとりまとめる。</p>		<p>16年度に行った施設の有効活用状況調査のフィードバック調査を実施し、有効活用に向けた評価基準（案）を作成するとともに、それに基づく有効活用調査の評価結果を環境・施設整備委員会に示し、18年度の基本方針策定に向けた予備的検討を行った。</p> <p>-----</p> <p>16年度に行った施設の有効活用状況調査のフィードバック調査を実施し、有効活用に向けた評価基準（案）を作成するとともに、それに基づく有効活用調査の評価結果を環境・施設整備委員会に示し、18年度の基本方針策定に向けた予備的検討を行った。</p>	
<p>【168】 適切な維持管理と予防的修繕を行うための調査及び修繕計画を策定し、既存施設の長期使用と活性化を図る。</p>	<p>【168】 適切な維持管理と予防的修繕を行うための調査を行い、喫緊の修繕計画を立てるとともに、施設マネージ</p>		<p>調査結果を基に喫緊の修繕計画として各棟のトイレ修繕計画を策定し、2箇所の改修整備を先行実施した。また、環境報告書作成の準備作業に併せ施設マネージメントの要素である光熱水量を把握した。</p>	

	メントの検討に着手する。			
【169】 昭和56年以前建設の建物のうち、必要とされる建物の耐震診断及びその結果に基づく耐震補強の実施計画を策定する。	【169】 建物の耐震診断を昨年度に引き続き実施する。		建物の耐震測定において、外注診断2件のほか、施設課職員による診断2棟を行った。	
【170】 既存施設設備の利用実態や将来需要を踏まえ、環境に配慮した適切なエネルギー供給計画を策定し、省エネルギー及びランニングコストの縮減に努める。	【170】 電気、ガス、給水、排水等の現状を把握し、省エネルギーや経費削減の具体的方法について昨年度に引き続き検討し、経費削減に資する。		私大や民間の経費抑制の取り組みを参考に、16年度に策定した「物件費の節減合理化基本方針」に基づく経費節減を全学的な取り組みとして実施した。 そのうち、全学の空調、照明等のスイッチ部分に節電シールを貼り、全学節減運動を実施した結果、栃木県主催の「省エネチャレンジ大作戦」(電気使用量削減の取り組み)において本学の取組が「佳作」に入賞した。 また、旅費の日当・宿泊料の見直し、宿舍等維持管理費等の見直しのほか、演習林職員による林道直営整備に伴い、約51,000千円相当の節減効果を得た。	
			ウェイト小計	

その他の業務運営に関する重要事項  
2 安全管理に関する目標

中 期 目 標	学生と教職員が安心して学び、働けるような安全な教育研究環境を整備し、安全管理体制を充実させる。
------------------	---

中期計画	年度計画	進捗 状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウ ェ ィ ト
<p><b>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</b> 【171】 全学的な安全管理体制を見直し、労働安全衛生法に則った安全対策を計画的に実施する。</p>	<p><b>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</b> 【171】 安全衛生委員会を中心に、学生や教職員の安全確保に向けた施設や設備の整備の上で必要とされる方策や安全、予防対策及び危機管理に関する教育・訓練に関する基本方針を策定する。</p>		<p><b>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</b> 安全衛生委員会において、教職員及び学生の安全と健康の確保に関する方針及びその方針に基づく目標を取りまとめた。また、吹付けアスベスト建材の含有量分析及び空気環境測定を行い、ばく露の恐れのある箇所への学生・教職員の接触を避けるため、仮設間仕切り等の措置を講じ、除去工事を3月に着手した。</p>	
<p>【172】 学生と教職員の安全確保のために施設・設備を整備するとともに、安全点検を定期的実施する。</p>	<p>【172】 学生と教職員の安全確保のため、衛生管理者、産業医等による施設・設備の安全点検を定期的実施する。</p>		<p>衛生管理者及び産業医における職場巡視を定期的に行った。 18年度においては、職場巡視者を増員することにより教職員の負担軽減を図ることとしている。</p>	
<p>【173】 学生と教職員の安全意識の向上を図るために、全学的な安全や予防対策に関する教育・訓練や講習会などを定期的開催する。</p>	<p>【173】 労働安全衛生法に基づき設置された各地区安全衛生委員会において、安全衛生委員会を中心として策定した基本方針に則り、安全対策、安全確保、危機管理等に関する行動指針を定め、計画的に実施する。</p>		<p>各地区安全衛生委員会において、教職員及び学生の安全と健康の確保に関する方針及びその方針に基づく目標に則した18年度活動計画を策定した。</p>	
<p>【174】 防災、防犯対策を強化するために、管理体制を計画的に整備し、充実させる。また、各キャンパスが地域住民の避難場所としても機能するよう</p>	<p>【174-1】 安全衛生委員会において、防災、防犯対策の強化に関する管理体制の整備計画の検討に着手する。</p>		<p>防災については、既に宇都宮市の広域避難場所等の指定（峰地区、陽東地区、松原地区の3箇所）を受けており、さらに、平成18年2月28日付けで栃木県から国民保護法に基づく避難場所として指定（同3箇所）を受けたことにより、地域の防災拠点として栃木県、宇都宮市と連携を図り、防災に関する管理体制の検討を開始した。</p>	

<p>に整備する。</p>	<p>【174-2】 環境・施設整備委員会において、学生、教職員、地域住民等の緊急避難場所等に配慮しゾーニング計画を策定する。</p>	<p>防犯については、峰地区、陽東地区の警備員の夜間における巡回時間を不定期にし、事件防止措置を図った。特に附属学校においては、昨年度に引き続き警備員の常駐、通学路の安全点検、防犯教室の開催及び地域ボランティアとの連携等により児童生徒の安全確保を図るとともに、17年度は新たに中央警察署と協定書（児童生徒の健全育成のための学校と警察との連携協定書）を締結し警察との連携を強化した。</p> <p>緊急避難場所等に配慮したゾーニング計画案について事務的検討を進め、18年度の環境・施設整備委員会において地域自治体等との連携・調整による妥当性を継続して検討することとしている。</p>	
<p>【175】 学内情報ネットワークに適切なセキュリティ対策を講じ、その維持管理に努める。</p>	<p>【175】 大学情報基盤構築計画に沿って、大学全体の総合的な情報セキュリティ対策に着手し、個人情報の保護等、情報の保護管理を実施する。</p>	<p>総合情報処理センターの機器更新により、全学的な認証システムが構築されたことに伴い、本学の保有する情報資産並びに個人情報の保護等、情報保護管理を図るために情報セキュリティ基本方針を策定した。</p>	
		<p>ウェイト小計</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>ウェイト総計</p>	

**その他の業務運営に関する特記事項****1. 施設整備****(1) 学生の視点に立った施設整備****課外活動施設等の整備**

課外活動施設の充実については、強い要望が寄せられてきたところであるが、財政上の都合から必ずしも十分な施設整備が行われにくい状況にあったため、多様な資金を活用して整備する方針を固め、17年度には広く基金を募り、約4,300万円の募金と学内経費の組み合わせにより、念願であった第2期棟の建設を実現させた。

また、学生アンケートにより希望の多かったトイレの改修と、教室の空調化について計画を作成し環境整備を図った。

**施設の有効活用に向けた評価基準(案)の作成**

16年度に行った施設の有効活用状況調査のフィードバック調査を実施し、有効活用に向けた評価基準(案)を作成し、施設整備の基本方針に向けた予備的検討を実施した。

**駐輪場の整備計画案の策定**

屋外環境、美観維持及び交通安全を図るために、駐輪場の整備計画(案)を策定し、18年度に整備することにした。併せて、自転車の登録制を新たに導入し、その実効性を高めることにした。

**2. 安全管理に向けた取組みの強化****(1) 防災・防犯体制の強化**

平成17年度計画において設定はなかったが、既に災害対策基本法に基づく宇都宮市からの避難場所として本学の3地区(峰,陽東,松原)が指定されており、さらに、栃木県から国民保護法に基づく避難施設として指定することの要請を受け、平成18年2月28日付けで指定を受けた。

栃木県との協議を進める過程で、栃木県、宇都宮市、本学の三者で連絡体制・担当窓口等について打合せを実施し、地域住民の避難場所としての機能強化に努めるとともに、防災、防犯対策について、管理体制の検討を開始した。

附属学校における防犯は喫緊の課題であるが、PTAによる通学安全指導、地域ボランティアとの連携による通学パトロール等安全確保のほか、17年度には地元警察署との協定を締結し、警察との組織的連携を強化した。

**(2) 情報セキュリティ対策**

本学の保有する情報資産並びに個人情報の保護等、情報保護管理を図るために情報セキュリティ基本方針を策定した。また、18年3月に更新した情報基盤システムには、全学的な認証システムを構築する等、情報セキュリティ対策を強化した。

予算（人件費見積りを含む。）収支計画及び資金計画
--------------------------

財務諸表及び決算報告書を参照

短期借入金の限度額
-----------

中期計画	年度計画	実績	
<b>1 短期借入金の限度額</b> 1.6億円  <b>2 想定される理由</b> 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも予想される。	<b>1 短期借入金の限度額</b> 1.6億円  <b>2 想定される理由</b> 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも予想される。	該当なし	

重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画
---------------------

中期計画	年度計画	実績	
<b>重要な財産を譲渡する計画</b> 農学部附属演習林（船生演習林）の土地の一部（栃木県塩谷郡塩谷町大字船生7556 5,345㎡）を公共目的に資するため譲渡する。	<b>重要な財産を譲渡する計画</b> 農学部附属演習林（船生演習林）の土地の一部（栃木県塩谷郡塩谷町大字船生7556 2,365㎡）を公共目的に資するため譲渡する。	農学部附属演習林（船生演習林）の土地の一部（栃木県塩谷郡塩谷町大字船生7556 1,754㎡）を公共の目的（国道拡幅）に資するため譲渡。（17年12月12日付け売払契約締結（23,673,986円））	

剰余金の使途
--------

中期計画	年度計画	実績	
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	16年度剰余金92百万円については、18年度以降の剰余金の使途に充当するものとし、18年度計画に50百万円計上した。	

そ の 他 1 施設・設備に関する計画

中期計画			年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源	施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源	施設・設備の内容	決定額(百万円)	財 源
・小規模改修	総額 210	施設整備費補助金 (210)	・小規模改修	総額 35	施設整備費補助金 (35)	・総合研究棟改修 (工学系) ・アスベスト対策事業 ・小規模改修	総額 533	施設整備費補助金 (498) 国立大学財務・経営セン ター施設費交付金 (35)
<p>(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。</p> <p>(注2) 小規模改修について平成17年度以降は平成16年度同額として試算している。</p> <p>なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。</p>			<p>注) 金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもありうる。</p>					

計画の実施状況等

総合研究棟改修(16年度補正事業の繰越)

- ・陽東総合研究棟改修工事 493,752千円
- アスベスト対策事業
- ・教育学部A棟玄関ホール仮間仕切壁取設工事 2,625千円
- ・教育学部A棟玄関ホール仮照明器具取付工事 247千円
- ・陽東団地仮設建物賃借 592千円
- ・工学部機械電気実験棟仮設電気設備工事 206千円
- ・環境配慮対策に伴う分析及び空気環境測定調査 911千円
- 合 計 4,581千円

小規模改修

- ・課外活動共用施設増築その他工事(期) 35,000千円

アスベスト対策事業は、県内にアスベスト処理工事に相応した技術を有する施工業者が少ないことに加え、アスベスト被害が社会問題となつてからは工事依頼が殺到し、施工業者の確保に時間を要することから、工事着手までに相当の日数が必要となり当該事業の年度内完成が見込めなくなつたため、18年度に繰り越すこととし、所要の手続きを行った。

そ の 他 2 人事に関する計画
------------------

中期計画	年度計画	実績
人事に関する方針 学長のもとに人事に関する検討組織を設置し、人員及び人件費を中長期的に管理する方針を検討する。	人事に関する方針 学長のもとに人事（人員及び人件費）に関する検討組織（プロジェクト）を置き、全学的かつ中長期的に管理する基本方針案を策定する。	「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」P43～45参照
教員人事を円滑で適正に進めるため、人事調整会議を置き、任用計画、採用、昇任、人事評価の基本方針について検討を進める。	人事調整会議において、教員に関する任用計画、採用、昇任の基本方針に則った適正な教員人事を進める。	
教育研究面における個性化を推進するために、教育研究プロジェクトごとに適切な教員を配置し、組織の柔軟性及び教員の流動性を高める。	18年度以降実施のため、17年度は年度計画なし	
教員の教育研究及び運営等の活動業績が昇任等の処遇に適切に反映する人事評価制度を計画期間内に構築し、実施する。	教員の評価システムの素案に合わせ、人事評価のあり方を検討する。	
社会の第一線で活躍している人材及び大学教職員の退職者を教育研究及び社会貢献等に活用できる柔軟な人材登用制度を新たに構築し、社会の人材を積極的に活用する。	社会の第一線で活躍している人材及び大学教職員の退職者を教育研究及び社会貢献等に活用できる柔軟な人材登用を行い、社会の人材を積極的に活用する。	
教員の資質向上及び教育研究の活性化を目的として、任期制及び有期労働契約制度の効果的な活用を図る。	教員の資質向上及び教育研究の活性化を目的として、任期制及び有期労働契約制度の効果的な活用を引き続き図る。	
男女共同参画社会基本法に配慮して職場環境を整備し、計画期間中に女性教員の増加に努める。	男女共同参画社会基本法に配慮して職場環境の充実に努める。	
すぐれた教員を確保するために、外国からも応募しやすい環境を整え、外国への公募を強化し、教育研究面での国際化に対応した外国人教員の増加に努める。	外国からも応募しやすい環境を整備するとともに、外国への公募を強化し、教育研究面での国際化に対応した外国人教員の採用に努める。	
事務職員等の採用に当たっては、広く人材を募集し、職種に応じ、柔軟かつ公正な採用方針により、有能な人材の確保に努める。また、実践的研修、専門的研修を計画的に実施し、資質や専門性の向上を図る。	事務職員等の採用に当たっては、広く人材を募集し、職種に応じ、柔軟かつ公正な採用方針により、有能な人材の確保に引き続き努める。また、事務職員等の養成について、新たに「人材育成に関するビジョン」を策定し、資質や専門性の向上に向けた積極的な取り組みを行う。	

別表 (学部の学科、研究科の専攻等)

学部の学科、研究科の専攻等名		収容定員 (a) (人)	収容数 (b) (人)	定員充足率 (b)/(a) × 100 (%)
国際学部	国際社会学科	(10) 2 1 0	2 8 3	1 3 4 . 8
	国際文化学科	(10) 2 1 0	2 8 9	1 3 7 . 6
	定員外外国人留学生を除く	- - -	3 4	- - -
	計	4 2 0	5 3 8	1 2 8 . 1
教育学部	学校教育教員養成課程	6 0 0	7 2 5	1 2 0 . 8
	生涯教育課程	1 4 0	1 5 1	1 0 7 . 9
	環境教育課程	1 0 0	1 1 9	1 1 9 . 0
	小学校教員養成課程	- - -	1	- - -
	中学校教員養成課程	- - -	1	- - -
	定員外外国人留学生を除く	- - -	2 1	- - -
計	8 4 0	9 7 6	1 1 6 . 2	
工 学 部	機械システム工学科	3 2 2	3 8 6	1 1 9 . 9
	電気電子工学科	3 2 2	4 0 1	1 2 4 . 5
	応用化学科	3 3 9	3 9 4	1 1 6 . 2
	建設学科	2 8 5	3 7 2	1 3 0 . 5
	情報工学科	3 0 2	3 5 8	1 1 8 . 5
	第3年次編入学各学科共通(外数)	6 0	- - -	- - -
	定員外外国人留学生を除く	- - -	6 3	- - -
	計	1, 6 3 0	1, 8 4 8	1 1 3 . 4
農 学 部	生物生産科学科	4 2 0	5 0 8	1 2 1 . 0
	農業環境工学科	1 4 0	1 7 0	1 2 1 . 4
	農業経済学科	1 6 0	2 1 5	1 3 4 . 4
	森林科学科	1 4 0	1 6 8	1 2 0 . 0
	第3年次編入学各学科共通(外数)	4 0	- - -	- - -
定員外外国人留学生を除く	- - -	8	- - -	
計	9 0 0	1, 0 5 3	1 1 7 . 0	
小 計		3, 6 9 0	4, 5 4 1	1 2 3 . 1
第3年次編入学定員(外数)		1 0 0	- - -	- - -
定員外外国人留学生を除く		- - -	1 2 6	- - -
学 部 合 計		3, 7 9 0	4, 4 1 5	1 1 6 . 5
国際学研究所 (修士課程)	国際社会研究専攻	2 0	3 7	1 8 5 . 0
	国際文化研究専攻	2 0	2 1	1 0 5 . 0
	国際交流研究専攻	2 0	2 4	1 2 0 . 0
	計	6 0	8 2	1 3 6 . 7
教育学研究所 (修士課程)	学校教育専攻	1 6	2 6	1 6 2 . 5
	障害児教育専攻	1 0	1 6	1 6 0 . 0

学部の学科、研究科の専攻等名		収容定員 (a) (人)	収容数 (b) (人)	定員充足率 (b)/(a) × 100 (%)
	カリキュラム開発専攻	1 4	1 7	1 2 1 . 4
	教科教育専攻	1 0 0	1 0 1	1 0 1 . 0
	定員外外国人留学生を除く	- - -	7	- - -
	計	1 4 0	1 5 3	1 0 9 . 3
工学研究科 (博士前期課程)	機械システム工学専攻	5 0	8 3	1 6 6 . 0
	電気電子工学専攻	5 4	6 4	1 1 8 . 5
	応用化学専攻	5 6	5 6	1 0 0 . 0
	建設学専攻	4 4	7 0	1 5 9 . 1
	情報工学専攻	5 6	7 3	1 3 0 . 4
	エネルギー環境科学専攻	6 4	5 2	8 1 . 3
	情報制御システム科学専攻	5 0	6 0	1 2 0 . 0
	定員外外国人留学生を除く	- - -	1 8	- - -
	計	3 7 4	4 4 0	1 1 7 . 6
農学研究科 (修士課程)	生物生産科学専攻	8 2	1 1 5	1 4 0 . 2
	農業環境工学専攻	2 4	2 1	8 7 . 5
	農業経済学専攻	1 6	9	5 6 . 3
	森林科学専攻	2 0	1 8	9 0 . 0
	定員外外国人留学生を除く	- - -	1 3	- - -
計	1 4 2	1 5 0	1 0 5 . 6	
小 計		7 1 6	8 6 3	1 2 0 . 5
定員外外国人留学生を除く		- - -	3 8	- - -
研究科(修士課程・博士前期課程)合計		7 1 6	8 2 5	1 1 5 . 2
工学研究科 (博士後期課程)	生産・情報工学専攻	2 1	3 2	1 5 2 . 4
	物性工学専攻	1 5	1 3	8 6 . 7
	エネルギー環境科学専攻	4 2	2 0	4 7 . 6
	情報制御システム科学専攻	3 0	2 2	7 3 . 3
	定員外外国人留学生を除く	- - -	9	- - -
研究科(博士後期課程)合計		1 0 8	7 8	7 2 . 2
学 部 ・ 研 究 科 合 計		4, 6 1 4	5, 3 1 8	1 1 9 . 0
附属小学校	学級数 1 8	7 2 0	6 9 4	9 6 . 4
附属中学校	学級数 1 2	4 8 0	4 7 7	9 9 . 4
附属養護学校	学級数 9	6 0	7 0	1 1 6 . 7
附属幼稚園	学級数 5	1 6 0	1 5 7	9 8 . 1

## 〔参考〕

1. 国際学部の収容定員の( )書きは、第3年次編入学定員を内数で示す。
2. 外国人留学生(国費及び私費留学生)については、学則及び大学院学則等において、国際学研究科を除き定員外としている。

## 【学部】

## 国際学部

国際社会学科及び国際文化学科とも、毎年成績優秀な入学者が入学定員を超えて多数入学していること、及び国際学部の特徴として、外国の大学へ語学留学のため最低在学年数を超えて在学している学生がいることによる。

## 教育学部

## ・学校教育教員養成課程

学校教育教員養成課程は比較的少人数の専攻に分けられており、それらすべての専攻でできるだけ確実に入学予定数を確保することを考えて合格者を出し、入学辞退者が予想以上に少なかったため、収容数が収容定員を20.8%超えることとなった。現在、教育上大きな支障をきたしてはいない。

## ・環境養育課程

環境教育課程の入学定員が25名で、定員確保のために多少多めに合格者を出し、入学辞退者が予想以上に少なかったため、収容数が収容定員を19%超えることとなった。現在、教育上大きな支障をきたしてはいない。

## 工学部

各学科とも入学試験成績、面接試験成績結果等から、工学部に入学して欲しいと思う成績優秀な学生が多く集まっており、また工学部の活性化に寄与すると判断したため、入学定員を超えて入学を許可した。なお教育上対応可能であり、支障はきたしてはいない。

## 農学部

各学科とも入学希望者が多いことから、入学定員を超えて成績優秀者の入学を許可した。なお、現在でも、教育上の支障は生じていない。

## 【研究科】

## 国際学研究科(修士課程)

国際社会研究専攻及び国際交流研究専攻とも、毎年成績優秀な入学者が入学定員を超えて多数入学していること、及び修士論文作成のため更に十分な調査研究を行うため、また、社会人入学者が長期履修生として最低在学年数を超えて在学している学生がいることによる。

## 教育学研究科(修士課程)

## ・学校教育専攻

近年、学校問題の増加に対処するために、臨床心理、学級経営など学校教育の基礎的分野が目ざされ、現職教員を含めて学校教育専攻への入学志願者が増えている。この要求に応えるために、教育可能な範囲でできるだけ多くの入学者を受け入れてきた。現在、教育上大きな支障をきたしてはいない。

## ・障害児教育専攻

最近とくに現職教員の特別支援教育に関する関心が高く、それに応えるために平成15年度に障害児教育専攻を学校教育専攻内の1分野から分離拡充して設置した。この分野における地域の要求に応えるために、教育可能なかぎり最大限に受け入れる方

針をとってきた。現在、教育上大きな支障をきたしてはいない。

## ・カリキュラム開発専攻

現職教員の研修に応えることを目的として、平成13年度にカリキュラム開発専攻を設置した。地域教育界の要求に応えるために、できるだけ多数の入学希望者を受け入れてきた。現在、教育上大きな支障をきたしてはいない。

## 工学研究科(博士前期課程)

## ・機械システム工学専攻、電気電子工学専攻、建設学専攻、情報工学専攻、情報制御システム科学専攻

入学試験成績、面接試験成績結果等から、工学研究科に入学して欲しいと思う成績優秀な学生が多く集まっており、また工学研究科の活性化に寄与すると判断したため、入学定員を超えて入学を許可した。なお学生の教育上対応可能であり、支障はきたしてはいない。

## ・エネルギー環境科学専攻

必要な充足率を満たすように努力したが、内部から本専攻に進学を希望する学生が少なかったことと、外部からの入学者獲得数が不足したのも一因と考えている。

## 工学研究科(博士後期課程)

## ・生産・情報工学専攻

入学試験成績、面接試験成績結果等から、本専攻に入学して欲しいと思う成績優秀な学生が多く集まっており、また工学研究科の活性化に寄与すると判断したため、入学定員を超えて入学を許可した。なお学生の教育上、十分に対応可能であり支障はきたしてはいない。

## ・エネルギー環境科学専攻、情報制御システム科学専攻

必要な充足率を満たすように努力したが、内部から本専攻に進学を希望する学生が少なかったことと、外部からの入学者獲得数が不足したのも一因と考えている。そのため、外部からの入学者、特に社会人学生及び他大学の卒業生等の獲得を目指し、更に努力を重ねることとしている。

## 農学研究科(修士課程)

## ・生物生産科学専攻

生物生産科学専攻を希望する者が多く、入試においても基準点を超える者が多いことから、入学定員を超えて入学許可している。なお、教育上十分に対応可能であり、支障をきたしてはいない。また、留学生及び最低在学年数を超えて在学している学生がいる。

## ・農業経済学専攻

長期的な傾向において受験者は緩やかに増加しているが、他の大学院を志向する者や、全国から集まった学生が大学院進学に当たっては、諸事情で地元から通える大学院へ進学した例などが生じたことによる。引き続き、定員を満たすべく更に努力を重ねることとしている。